一九世紀宇都宮の商家同族団
― 古着商人の家史・家法から ―

寺内由佳

はじめに
Ⅰ　城下の古着商人における三家の位置付け
Ⅱ　佐野屋治右衛門（寺町菊地家）
Ⅲ　丸井屋伊兵衛（宮嶋町増渕家）
Ⅳ　沢屋宗右衛門（寺町野沢家）
おわりに

はじめに

江戸時代の商家は、家の永続的な存続・繁栄を目指し、主に創業から守成への経営転換期、経営者の交替（家督相続）期、家政改革期に家法[1]を作成した。そこには各々の同族団に対する意識がみられ、同族団をいかに形成し、また発展させていくのかを示す性格を持っていた。本家あるいは本家主人個人の利益追求ではなく、本家を筆頭に分家・別家を含む一統全体を包括する組織としての体系を確立し、維持していくことが重要な課題であった。そのためこれまでの研究史で

は、家法のうち、とくに分家・別家や奉公人（使用人）に関する項目が注目の対象となった[2]といえる。

しかし、商家同族団として強固な組織規定が必要となる程の分家・別家を設立し、また奉公人を多く抱えたのは、限定される一部の大商家である。それ故に、後の財閥となる豪商や、伊勢・近江・大坂といった商業の先進地域とされる都市の大店の家法・店則が主な研究対象となってきたといえる。そのなかで中野卓氏は、自身の商家同族団に関わる諸研究に対し「頂点をなす豪商よりも、基底にあった大多数の中小商家についてまず知ることが社会学的には大切」だと述べている。氏は、中小商家が持つ家制度を「退転の危機を何とかして切り抜け、また、そのような危機を何とか未然に防ぎ、できれば家の持つ諸条件を高めて行けるような」ものとした。またそれは、豪商の家業経営のような、成文化された法規を基に定型化の進んだ制度を持たない「いっそう柔軟な」ものだった、としている[3]。氏の言う中小商家、とくに商業後進地とされる地方都市のそれには、分家・別家の出店数も、抱える奉公人の数も決して多くない場合が大半であるが、それでも各々の商家に家法やそれに似た性格を持つ書物が成立していることを見逃してはならないと考える。

商家家法の成立は、一般的に享保期（一七一六―一七三六）頃からとされている。その代表として、例えば三井家の場合は、明治以降も当家の家法として受け継がれる「宗竺遺書」がある。これは享保七年（一七二二）の成立だが、元禄六年（一六七三）、老年に至った三井越後屋始祖・高利が家法を定めるための草案を四人の子に示し、それを元に数度にわたり増補・改定したものである[4]。鴻池家の場合は、当家中興の祖とよばれる三代宗利が享保八年（一七二三）に作成した「家定記録覚」があり、これは正徳六年（一七一六）に同じく宗利作成の「先祖之規範幷家務」が元となっている。そしてこれよりさらに遡り、慶長一九年（一六一四）には始祖・直文が定めた家法（家訓）「幸元子孫制詞条目」がある。これには家業経営や相続に関する規定はないが、商家子弟の心構えを示し、少なからず当家家法の源流となったといえる[5]。住友家の場合、明治一五年（一八八二）成立の「住友家法」は、慶安五年（一六五二）没の家祖・政友の遺戒（晩年の書状「文殊院旨意書」は特に有名である）を受け継いだものとされている。また当家では五代友昌が享保六年（一七二一）

に長崎・別子・宇和島店を対象に、さらに同当主時代（一七二〇―一七五八）に他の各地事業所や奉公人を対象に多数の家訓が作成されている。(6)

つまりいずれも江戸時代の初期段階においてすでに家法の原型を作成、あるいは作成を意図し、改正・練り直しの期間を経て最終的な確定が享保期頃であったといえる。これは本家だけでなく分家・別家といった末家を含む同族団を各家が確立させ、その繁栄・継続のための規範を明確に定める必要性が生じたことに起因するとみられる。この間で家法の持つ役割が、創始者の家、つまり本家単独の繁栄・継続という性格から、分家・別家を含む同族団全体に範囲を拡げた上での繁栄・継続というものに変容したことを表している。このようなことから、商家において家法と同族団の形成には相関関係があり、家法の成立過程をみることで、同族団形成の時期や経緯を知ることが可能だと考えられる。

先述した三井・鴻池・住友の三家の家法がいずれも享保期に確立した一方、現存するいわゆる中小商家の家法は江戸時代後期・末期に成立したものが大半であり、その内容は享保期にすでに成立していた有名大商家の家法を、あるいは広く流布した代表的・典型的な文言・辞句を手本として用いたものも多い。(7) そのため家法の内容を分析対象とする場合、個別性・特異性において大商家のそれに劣ることから、研究対象となることは少ない。しかし、家法の成立と同族団形成・発展の相関関係を意識することで、新たな視点が生まれるのではないか。家法の内容だけでなく、作成された時期の経営状況、またそこからうかがえる同族団に対する意識は各家で異なる様相を持つと考えられ、そこに商家としての性格の違いが表れるのではないか。

そこで本稿では、宇都宮城下でともに同業（古着屋）を営む者で、大商家といえる佐野屋（菊地）治右衛門（以下、佐治と表記）と、中小商家の典型ともいえる丸井屋（増渕）伊兵衛（以下、丸伊と表記）・沢屋（野沢）宗右衛門（以下、沢宗と表記）という三つの商家について、各々の家に伝わる家法と、それに準じる、あるいは近しい性格を持つ史料を指標として、同族団の形成および発展・継続に対する意識を比較する。そこから一地方都市の商家における商家同族団の展

開様相の違いと、それが各家の経営とどのように関連したのかを考えていきたい。

なお、城下の商家に関する先行研究には、『栃木県史』編纂に携わった入江宏氏の蓄積がある。入江氏は主に教育史の視点から、近世下野の城下町や在郷商人の家訓・店則に対する分析を行い、そこにみられる教訓的内容や子弟・奉公人の教育制度についてまとめている。[8] この詳細については第二章で論じる。

また本稿では分家・別家の区別について、原則として史料中の表記に従ったが、とくに明記されていない場合は、個々の商家の事例における定義から判断した。

Ⅰ　城下の古着商人における三家の位置付け

三家を個別に考察していく前に、まずは城下の古着商人で三家がどのような位置にあったのかを概略的に考え、比較考察の一助としたい。ここでは本稿で主に言及する年代を考慮し、寛政二年（一七九〇）から文政六年（一八二三）までの古着仲間の活動をまとめた「古着仲間私用帳」[9]と、嘉永期（一八四八―一八五四）に作成された商人番付を活用する。

1　「古着仲間私用帳」寄銭の記録から

まず、「古着仲間私用帳」にみられる三度の寄銭の記録について整理する。寄銭とは寄附金のこととみられ、最初のものは寛政四年（一七九二）正月、鹿沼街道中の橋一三ヶ所が大破し、往来の人馬に差し支えが生じていた。そこで宇都宮城下の桂林寺が願主となり、当所往来の「諸商人衆」へ寄附を募り、二月二七日に宇都宮古着仲間内で集金が行われたものである。二度目は寛政六年（一七九四）八月、同じく鹿沼街道の村にある姿川橋が大破した際の寄附。三度目は金額と個人名が記される前に「鹿沼道普請入用取集控」とあり、寛政一三年（一八〇一）正月の記録とみられる。三度の寄銭は

いずれも普請に対するもので、短期間に行われているため構成員の変動は少ない。またこの他、文政五年（一八二二）に「鹿沼宿橋銭」を集めたという旨の覚書がある。ここでは「人数割合ニ可被成候」、全員で割り勘にしたと書かれており、銭額が均等であったため個人名の記載はない。ここから推測するに、納額の異なる三度の寄銭の記録からは、仲間構成員の個人名と、各々の経済力が概ねうかがえると考える。そこで個人名・銭額をまとめた【表1】では個人の経済力を比較するため、銭額によって便宜上のランクを設定し、それと参加回数をもとに整序した。

ここから、寛政年間における古着仲間の総人数は四〇から五〇人前後であることがわかり、個人名をみると、佐野屋、沢屋、田野屋、大野屋など、同屋号を持つ者が目立つ。各家の分家・別家について明確な史料は少ないが、城下の古着屋が集中した寺町と宮嶋町で同屋号を持つ者は分家・別家である可能性が高く、同族団の広がりをうかがうことができる。また、三度の寄銭で唯一すべて二〇〇文の寄附をした佐治と沢宗が注目される。詳細は後述するが、佐治は宇都宮で代表的な豪商の一人であり、佐野屋一統の本家として大きな経済力を持っていた。ここで、沢宗が古着仲間において佐治と肩を並べる存在であったと推測される。この二人を筆頭に、納額の高い者は、仲間構成員の中でも経済力を持つ者であったと考えられる。

2　商人番付から

次に、古着商人の経済力がうかがえる他の史料として、商人番付について見ていきたい。宇都宮には三つの番付が現存し、嘉永元年を番付①、嘉永四年成立とみられるものを番付②、嘉永七年を番付③[10]としてその構成概要と人数をまとめたものが【表2】A、各番付から古着商人のみを抽出したものが同Bである。番付の性格上、記名順が資産の多少や経営状況を正確に表しているわけではないが、各番付の一段目（大関から前頭）には城下で代表的な豪商が見られ、二段目以降の者たちも、番付への掲載が妥当な経済力を持つ、ある程度富裕な者であったと推測される。なお、各番付の中心部分に

は町年寄を世襲した森田・植木・長江らが行司や世話人・勧進元として記されているが省略した。

この表をみると、上位六名に該当する佐野屋孝兵衛・佐野屋治右衛門・佐野屋丹兵衛・植木屋伊兵衛・玉屋長蔵・丸井屋伊兵衛はその順位がほぼ固定していたといえる。このうち佐野屋孝兵衛については詳細を後述するが、文化一一年（一八一四）に佐治より江戸日本橋へ分家出店し、以後居宅は宇都宮寺町へ構えつつも江戸での経営が中心であった。安政期（一八五四―一八六〇）には完全に経営を宇都宮へ移したとされているが、番付の成立年代からもここで宇都宮の古着商人として扱うには性格がやや異なる。しかし佐野屋一統に対する考察を行うためここに記した。以上を考慮し、嘉永期における宇都宮の代表的な古着商人として、佐野屋治右衛門・佐野屋丹兵衛・植木屋伊兵衛・玉屋長蔵・丸井屋伊兵衛の名を挙げることができる。この者たちは先述した【表1】で網掛けした。「古着仲間私用帳」の記述によると玉屋長蔵は寛政一〇年（一七九八）に玉屋藤兵衛より別家したため、寄銭は三度目のみの参加であり、佐野屋丹兵衛は文化一〇年（一八一三）に佐治より別家したため、寄銭の記録にはまだ名はみられない。そのため両者を他の者と比較するのは難しいが、ここで注目したいのは丸伊である。【表1】をみると、佐治の納額は三度すべて二〇〇文、植木屋伊兵衛は一〇〇文・五〇文・五〇文だが仲間構成員の中で上位層だといえる。しかし丸伊は五〇文・二四文・二四文で、三度の寄銭すべてに参加した構成員の中では納額が最も低くなっている。つまり、丸伊は少なくとも三度目の寄銭が実施された寛政一三年（一八〇一）の時点では富裕な古着商人とは言えなかったが、番付が成立した嘉永元年（一八四八）にはその経済力が周知されていたということになる。

ここでもう一つ注目されるのは沢宗の変化である。【表1】で佐治とともに古着商人のトップにあった沢宗だが、【表2】Bをみると、番付にはその名が無いことがわかる。つまり、完全なる交替ではないにしても、沢宗と丸伊は寛政期から嘉永期の間にその経済力と城下の富裕商人としての認知度が逆転したといえるのではないか。また【表2】Bでは、丸伊の別家庄蔵（享和二年（一八〇二）出店）と沢宗の分家忠助（出店年代不明）および分家・別家または孫別家とみられ

る佐七（文政六（一八二三）出店）も網掛けした。これをみると、沢屋忠助は番付①で四段目にあるが以降の番付には記されず、沢屋佐七は三つの番付ですべて四段目に記されている。これに対し丸井屋庄蔵は番付②にはみられないが、番付①・③で二段目に記されている。記載される段の差が経済力の差を正確に表すとは言い切れないが、分家・別家または孫別家という同族団全体を考察する一助となるだろう。とくに沢屋忠助については、「古着仲間私用帳」で別家を数人出しており、さらに【表1】からも寛政期の古着仲間構成員で佐治・沢宗に次ぐ経済力を有したことが想像されるが、番付からは、本家沢宗同様に嘉永期にはその勢力が弱くなっていたといえるのではないか。

以上をまとめると、寛政期から嘉永期における宇都宮の古着商人で、筆頭として圧倒的な経済力を変わらず有したのが佐治、寛政期には佐治に匹敵する経済力を持ちながらも嘉永期にはその地位を退くこととなったのが沢宗、そして寛政期以降に力を伸ばし嘉永期には富裕な古着商人の上位層に名を連ねたのが丸伊であるといえる。彼ら個人だけでなく、彼らを本家とする同族団を包括的にみても、同様の変化が想像される。寛政期から嘉永期という約五〇年間は、商家が成長するにも衰退するにも充分な年月であったといえよう。三者が商家である以上、その成長と衰退は経営の手腕に大きく左右されたと想像されるが、経営の根幹には各家の方針があり、長期間栄えた家であるほど、その方針は各家の精神として脈々と受け継がれているのではないか。そのような方針や精神が経営へ反映されていると考えることで、三家、とりわけ沢宗・丸伊の両家の経営転換の根本的要因に迫ることが可能ではないか。

本稿では以上の視点を含め、各家の同族団形成・発展に対する意識の分析を試み、より明確に各家の内情に迫るよう努めた。そのような目的から、史料内容を適宜詳述したが、家督相続や分家・別家の形成といった同族団の展開に関するものを論証の軸とした。

Ⅱ　佐野屋治右衛門（寺町菊地家）

1　本家佐治と分家佐孝について

佐野屋治右衛門は、旧くから寺町で古着・質屋渡世にあった佐野屋（菊地）本家の長である。[11] 当家は宇都宮を代表する豪商の一人で、文化一一年（一八一四）から安政期までは江戸の分家佐孝の発展が顕著となり、佐治自身も天保期以降は古着・質屋のほか木綿・金融業が中心となるため丸伊・沢宗の両家とは経営の規模や性格が異なる。しかし古着仲間構成員として丸伊・沢宗との関係も深く、本稿で扱う史料の年代において、古着商いは主たる渡世向きといえるため、古着商人として取り扱うこととした。現存史料は孝兵衛家に伝わるもので、宇都宮での経営を詳述するものは少ないが、その中で本家佐治に関わるものとして、本稿では菊地家の概要を知ることが可能な「家格連印帳」「菊池家中興ノ系図」と明治七年（一八七四）作成の系図（表題なし）を使用する。「家格連印帳」によると、当家の旧い記録は明和年間（一七六四―一七七二）の火災で焼失しており、正式な記録は四代以降のものとなっている。まず、佐治の経営と家督相続の概要をみるため、「菊池家中興ノ系図」、明治七年の系図をもとに本家の概要を【図1】に、主な人物の系図を【図2】にまとめた。「菊池家中興ノ系図」は佐野屋一統の発展の過程を家譜形式で示した文書で、表題・年代・執筆者は記されていないが、内容から判断して分家二代孝兵衛の作成と思われ、宇都宮の本家と別家の推移が中心となる。明治七年の系図はこの「菊池家中興ノ系図」を簡略化して本家の相続関係者のみを記し、俗名等の詳細を加えたものである。

【図1】から、佐治は享保年間（一七一六―一七三六）に別家を創設以降、城下に次々と出店を増やし、とくに一〇代の時に大きな発展を迎えたといえる。例えば文化七年（一八一〇）に番頭の橋本文蔵が下総佐原に別家、これは初の遠隔地出店であった。文化一〇年（一八一三）には寺町に吉田丹兵衛が別家、そして享和三年（一八〇三）に婿入りした孝兵

衛（知良）は、文化八年（一八一一）に一〇代の弟（栄親）に家督権（一一代）を譲り、自分は文化一一年（一八一四）、江戸に分家として出店した。江戸に進出した孝兵衛は、嘉永四年（一八五一）には江戸の「諸問屋名前帳」に呉服問屋・白子組木綿問屋として名を連ねた。同時期には質屋・両替も兼ね、関東一円に五〇軒以上の別家・孫別家があった。例えば【図2】に示した、本家一一代に婿入りし真岡に出店した代吉や江戸の兵吉といった別家連中との連携を通して、絹や木綿の売買を中心とする業務提携を一統内で行うことによって大きく成長したといえる。しかしペリー来航に始まる江戸の混乱や、安政二年（一八五五）の大地震などの影響で、二代孝兵衛は経営不振となり江戸から引き揚げ、以後は宇都宮で新田開発を中心とする経営へ転換する。これが大いに成功し、本家を凌ぐ経済力を有し実質的な一統のトップとなったといえる。

入江氏は、宇都宮城下の商家のうち佐孝について特に詳しい分析を行い、当家の家訓・店則に含まれる教訓的内容や奉公人養成制度、およびそこに影響を与えたとみられる教育理念や思想について言及している。佐孝が関わった家法・店則の類に対し、佐野屋一統の「暖簾内結合強化の方策」として家法「家格連印帳」に触れ、また孝兵衛が諸家の家法等を蒐集したと思われる編纂物や、教訓書の類を含む著書についても、孝兵衛が受けた思想的・文化的影響を考慮しながら詳細な分析を行っている。[12] 本稿では入江氏の見解に拠りながらも、あくまで宇都宮城下で活動した商人の様態を知る目的から、江戸で活躍した孝兵衛については以後詳述せず、本家佐治を中心とする宇都宮での活動に注目したい。

本家一一代佐治は孝兵衛が分家した同時期から約二〇年間営業を休止し、一統の活動は江戸（孝兵衛）が中心となる。この間の本家は貯蓄によって生計を立てたようで詳細は不明だが、「菊池家中興ノ系図」には天保四年「諸国共凶作」の際、次のようにある。

史料1

宗家幷崎尾新右衛門両人相談シ、御役所願済ノ上、両家米六百四拾二俵、救ノ為メ下直ニ売出シ候事、売場ハ石町也

シヨシ（中略）
十月七日ヨリ廿一日迄売ツカハシ候ノトコロ、身元相応ノ者迄買ニ来リ候由相知レ候ニ付、十三日ヨリ町方幷郷方名主へ相談ノ上難渋ノ者計リ右名主ヨリ手形相渡シ、引替ノ上売渡ス
右之外宗家一己二ヶ町方（家）近郷極難之者内々聞糺シ、夜中無印燈ニテ五百文三百文ツヽ、店内ノ者ヲ以テ密々相施シ候、始ハ施主不相智（知）候処追々両三日相立自然ト相知レ、窮人共相待候様相成候由、尤町々名主ヨリ困窮者願来リ候分ハ其歳中ハ差遣ス、（中略）
猶又近所其外極難之者願来候分ハ米銭見計へ差遣ス、宗家コノ為メニ所費大凡三百金余、依之町内無難ニ相成候ヨシ
（中略）
同四月（天保五年）、宗家是迄廿年来無商売ニテ罷有候処、泰平之御恩澤為可奉報、殊ニ五七年物入多ク資本金相減候ニ付衆評ノ上商ヲ始ム、

城下窮乏の際、佐治と同様に城下の豪商として知られる崎尾（荒物屋）新右衛門[13]とともに自発的に六四二俵もの米を安値で売った[14]上、町方・近郷の極難者へは三〇〇から五〇〇文ほどの施しを行ったという。この出費はかなり嵩み、翌天保五年（一八三四）にはこれまでの「無商売」によりいよいよ資本金も減り、「衆評ノ上」営業を再開したとあり、この際「地白木綿、鹿沼麻地足袋商売」を開始した（本文には「開業」とも書かれている）。この後嘉永四年（一八五一）、嗣子がない本家一三代治衛門の相続をめぐる問題が起きる。その対応がわかるものとして、「菊池家中興ノ系図」末部の「出店覚」と記された部分から、鈴木久右衛門家の一部を次にあげる。

史料2

弘化初年、栄親君（十一代）ノ末子乕之助ヲ請テ養子トス、嘉永四年辛亥、宗家相続人無之ニヨリ堀郷三君・謙二君（十二代）・鈴木久右

衛門相談ノ上、実体ナルニ付呼戻シテ家督トシ、謙二君後見ス、鈴木之家血道ノ断ルコト最可嘆コトナリ

つまり、別家鈴木久右衛門の養子となっていた一一代の二男・乕之助を、本家の血を継ぐ者として呼び戻し、一三代治右衛門を相続させたとわかる。ここで本家相続に対して血縁を重視したことが顕著である。

2　「家格連印帳」の成立と内容

佐治についてさらに考察するため、佐野屋一統の家法といえる「家格連印帳」をみていきたい。内容の概要は【表3】となる。これは文政一一年（一八二八）二月、本家一一代母の葬儀の際に作成したとみられ、宇都宮の本家にて会合、「本家旧来之例格」を元に制定され、分家・別家一同がこれに調印した。条目は全五〇条で、前半部分には本家第一主義を掲げた上での相続や分家・別家に関する条が多く、店内の相互扶助を喚起しながら、両者に対して明確な区別をし、様々な規定を設けている。後半は日常の心構えや祭礼・忌日、衣服や他出に関するものが目立つ。家の制度に対する条目が多く見られることから、この家法が一統の繁栄と家業安定の維持を目指し、同族団としての組織強化を意図したものだとわかる。ここでは経営に関わる方針よりも、主に相続や一統内の序列に関する項に注目する。

入江氏はこの「家格連印帳」制定時の会合について、主宰者は一一代治右衛門だが、当時病身（中風）にあったこと等を考慮し、分家という格式と家内一統における新興勢力筆頭としての経済力から、孝兵衛が主導者であったとみている。さらに、江戸で当代一流の商家の店制にふれる機会をもち、また近江・伊勢商人の店制にも関心をもっていたという孝兵衛が、その要素を手本として取り入れながら、組織体系を造ろうとした様子が反映されている、としている[15]。氏の見解のように、「家格連印帳」が制定された文政一一年（一八二八）の時点で佐孝はすでに江戸での経営を軌道に乗せ、休業中の本家に代わる発言力を有したと考えられる。また、そこには分家という立場以上に、江戸での実績、そして様々な大店

の経営を目の当たりにして得た豊富な知識が現実的な主導権の要因としてあり、「家格連印帳」にその意思が多く反映されたと想像される。これが宇都宮にみられる商家の規定で群を抜いて精巧かつ洗練された、体系立った家法の成立所以と考えられる。

まずはこの「家格連印帳」作成時の会合の様子が「菊池家中興ノ系図」に記されているため、次に示す。

史料3

同年同月（文政一一年二月）栄親院君（二代）・予ヵ先君（初代孝兵衛）幷ニ別家店内ノ者評議ノ上、本家旧来之例格ヲ増損シ家格ヲ定ム、分家別家一同調印シ、則其書ヲ家格連印帳ト題ス

是外分家別家中より出店ノ証文ヲ定ル、本家幷ニ店内中世話方行司両人ヲ定ム、一同之目鑑ヲ以テ太兵衛（岡部）・久右衛門（鈴木）へ申付、以後内外之事両人ニシメテ取行フ、

但シ両人より血判之神文是取ル、旧店再興之為メ宗家ヨリ資本金遣ハサレタル覚へ

金弐百両也　太兵衛

金弐百両也　久右衛門

金　百　両也　吉右衛門

金　百　両也　与　八

金　百　両也　久　七

金五拾両也　荘　七

金五拾両也　新　蔵

〆七人

右之節、孝兵衛長四郎ト改、蓋シ宗家中興之先祖称セラレシ名ナリ、文蔵長作ト改名、是モ亦宗家曾テ称セラレシ名也

当時、分家の孝兵衛（江戸日本橋元浜町）、別家の橋本文蔵（下総国佐原）・吉田丹兵衛（宇都宮寺町）はいずれも発展して一統内の新興勢力といえる存在となっていた。「菊池家中興ノ系図」における他の記述をみると、本家・孝兵衛・文蔵・丹兵衛とその他の別家を羅列する場合、「宗家幷ニ長四郎・長作（橋本文蔵）・丹兵衛」、「栄親院君・予ヵ先君（初代孝兵衛）幷ニ別家店内ノ者」、「栄親君・予先君・長作幷店中一同」という順序になっている。つまり、本家治右衛門・分家孝兵衛・別家橋本文蔵・別家吉田丹兵衛・その他の別家、という序列が意識されており、これが家格制定の会合で前面に出たといえる。一方、寺町の岡部（岩崎屋）太兵衛と千手町の鈴木（佐野屋）久右衛門は、橋本文蔵・吉田丹兵衛・菊地孝兵衛の三者が別家・分家となる以前からの別家で、「菊池家中興ノ系図」によると鈴木久右衛門の出店は宝暦期（一七五一―一七六四）とある。右の史料から、「旧店」とされる別家へ「再興」のための金子が付与されたことがわかり、本家から金子を付与された別家連中はいずれも旧くから本家に仕えた者たちであるが、孝兵衛・文蔵・丹兵衛の三者にくらべてその勢力は弱くなり、当時は窮乏していたとみられる。

入江氏はこの金子付与の措置について、「三店がいわば佐野屋店内における新興勢力となったのに対して、店内のバランスをはかるため旧店にテコ入れを行ったと見るのが妥当」だと言及しているが[16]、世話方行司の任命と別家への金子付与に関して、その意義を詳しく考えたい。

まず、「家格連印帳」一四条には次のようにある。

史料4

一岩崎屋太兵衛、佐野屋久右衛門家の儀は、盛徳院（九代）様御歿後女主の処、両人格段世話致シ、当家致連綿候儀、全両人の功ニ因る処ニ候得は、子孫末々無麁略大切ニ可致候、且子孫末々別家の可為上席、其余は別家年月の順にて席可相定候事

このように、会合で別家岡部太兵衛・鈴木久右衛門の両家を別家の「上席」つまり筆頭として明確に位置づけており、その根拠は九代没後の女当主の時期における両家の尽力であった。両家以外の序列は「別家年月」、別家として本家へ仕えた年月の長さに拠るとしている。

また、三六条にはこうある。

史料5

一年々八月十八日中原明神祭礼永々怠不可有候、尤分家別家孫店迄都て当店の下ニ住候者は可相招事

但右祭礼の節、分家店中席の儀は、其年の店卸勘定増高に随席順可有之事

ここでは祭礼の席順について、分家は各年の勘定増高で決定するとし、序列をその経済力によって明確にする姿勢をとっている。史料4・5から、経済的序列が分家のみに適用されたことは、これを別家にも適用した場合、岡部太兵衛・鈴木久右衛門が筆頭とはならないことが明白であったために、意図的に避けたと推測される。このような「家格連印帳」の内容と、成立時の金子付与および世話方行司任命という対応には、元来は一統内で指折りの有力者であったが、次第に勢いの衰えた岡部・鈴木両家への配慮が感じられる。

つまり、「家格連印帳」成立時には、分家・別家を多く抱えた一統の融和・協調を図るために、経済力とは別の判断基準として本家に長く仕え功労のある別家に「旧店」として由緒を認め、その地位を確定させることで、経済成長によって発言力を増す孝兵衛・文蔵・丹兵衛に対する不満を阻止する目的があったと思われる。このような成立時の様子と規定から、「家格連印帳」の成立目的に、一統の同族団としての組織強化が含まれていたことがうかがえると同時に、そのための巧妙な思慮がみられる。

さらに重要な点として、この会合の際、孝兵衛は長四郎、文蔵は長作とそれぞれ本家の祖先が称したものに改名してい

ることも挙げられる。これは本家第一主義に基づく、本家への敬意を示す行動であると同時に、分家孝兵衛と別家文蔵が、その経済力・影響力が本家に匹敵し得る存在であることを意識し、他の分家・別家から同様に認めさせ、一統内で確固たる地位を築くためのものであったと考えられる。このように、「家格連印帳」の内容だけでなく成立時の一統の内情を考えることで、当時の佐野屋一統の同族団としての組織強化の要素には、佐野屋一統の本家・分家・別家の序列を明確に定め、共通意識としての秩序の総括があったことがわかる。

また「菊池家中興ノ系図」の記述では、本家治右衛門を「宗家」と称し、分家孝兵衛を「本家」と称している。これは執筆者である二代目孝兵衛が、佐孝の経済力および分家・別家の多さからも、一統の筆頭といえる力を有しているが、あくまで本家第一主義という立場から、自家の上にある本家を「宗家」と称することで大本としての威厳を強調したと考えられる。さらにこれは、分家・別家連中が今後出店を増やすことで末店から「本家」と称されることなど、一統の店内勢力がさらに広がり続けることを予測した上で、本家（宗家）の唯一性を強調したとも捉えられる。

「家格連印帳」の二〇条には、次のような一統の拡大を示唆するものも含まれている。

史料6

一分家別家の内若病死等有之節は、別家中より相応の人品相見立、跡世話掛り申付、万事可為致世話候、勿論本家よりも厚致世話、亡地ニ為致間敷候

分家・別家の相続者が病死した場合でも「亡地」とさせないことを定めており、多くの分家・別家を継続させたことは、相続に適した人材を多く輩出・包括することになり、先述した一三代治右衛門の相続時に本家の血筋を重視できたことに繋がるといえる。

このように、「家格連印帳」と「菊池家中興ノ系図」の記述を合わせて考えることで、佐野屋一統は、一九世紀前半に

はすでに五〇条におよぶ家法を成立させ、単なる経営規模の拡大のみを目的とせず、同族団として、形成の次段階である守成とさらなる強固な組織化に乗り出していたといえる。

Ⅲ　丸井屋伊兵衛（宮嶋町増渕家）

1　家史「永用録」の主な内容と当家のあらまし

宮嶋町の増渕家には文久元年（一八六一）成立の家史「永用録」がある。中小商家の間では一八世紀半ば頃から、家法の他、自家の由緒や先代の功労を子孫に伝える家史も編まれた[17]。家史は家法とは異なる形式を持つが、丸伊の「永用録」には当家の歴史的概要だけでなく、詳細は後述するが、同族団の形成・発展を意識した多様な教訓・指南を含むとみられるため、ここで他家の家法に似た性格を持つ史料として扱うこととした。主な内容は年代順に【表4】にまとめた。

次に示した跋文には、成立の背景が記されている。

史料7

従御先祖四代迄之旧記有之由申伝候得は(マヽ)不相見、依之祖父遺言之処有増ヲ記、

当家号升屋也、祖父保秀古着屋相始候砌、其頃能筆五十嵐源右衛門殿被申候ニハ、其元定紋丸ニ井筒ニ候間、丸井屋ト改可然、仮名ニ書候ニハ満留以也ト文字ニ相当目出度屋号也教ニ付相改、則暖簾之文字右源右衛門殿筆也、至今ニ八十有年古着屋渡世永続、偏御先祖之余光ニ保秀君之丹誠也、依之日々家業無怠相勤、毎年正月十六日御先祖代々年数相改、年忌供養大切可仕、是家例也、後年ニ相成万端仕来事たり共、花麗成儀致間敷候、我等近年病身ニ相成、書物不由ニ(不自由)付致差図、本文記録倅彦太郎ニ認書為致候、我等当酉五十八才相成、商売向無滞相勤居候儀、仏神之御加護難有仕合御座候、右記録之通、子孫永々急度相守可申者也

辛酉五月吉日

七代
増渕伊兵衛
当酉五十八才
保良

病身の七代が亡き祖父・五代の言葉をもとに家史をまとめ、実際の筆は悴の彦太郎であった。本文は当家の由緒と家業相続の経緯を子孫に伝え、先祖の威光をもとにさらなる商売出精を喚起している。「永用録」の内容をもとにした当家の概要を【図3】に示した。始祖は奥平家の家臣増渕善右衛門の弟・伊兵衛とあり、寛永八年（一六三一）の国替後、当地に留まり筆道指南で生計を立てたという。二代は魚屋渡世となり、以後四代まで魚の小売で屋号は「升屋」だった。四代の嫡子は法華信者で「商売向不構」所行のため相続させず、宮嶋町加藤氏二男・与八を迎え相続させた。これが五代伊兵衛（保秀）となる。

保秀は一二歳から寺町の古着屋・玉屋市郎兵衛の元で奉公し、安永二年（一七七三）に増渕家の養女よねと結婚、婿養子となった。よねの実家は扇町半田屋庄七で、明和年間（一七六四―一七七二）、七歳で当家が貰い請け、養育していた。保秀は二四歳で五代を相続したとあり、この年代は不明確だが安永年間（一七七二―一七八一）となっている。家業を継いだものの、魚屋渡世には向かなかったようで、奉公先での経験がきっかけとなり古着屋へ転身、屋号も「丸井屋」に改め、居住地は城下の古着屋が集まる宮嶋町へと移った。しばらくは借屋に居住し、養父（四代）から譲り受けた金五〇両だけでは手広に商いはできず、「背負荷商ひ五ヶ年之間精々仕候」とある。「背負荷商ひ」は振売だと思われ、常設の店舗を持たない行商人であったことがわかる。

その後、江戸での儲け話に乗せられて大損をしているが、「元来他借之金子ヲ以品物買請候儀ニ付、手前元手金、売残リ古着不残売払候ても借財高へ足リ不申、必至と難渋仕候」とあり、当時丸伊が品物を仕入れる際、周囲から借金をしていたことがわかる。一七七〇年代に養子となった五代にはまとまった金がなく、仕入金も不足していた。

この後再び渡世に出精するが、あるとき帰宅すると店先から品物が盗まれていた。この記述には「帰宅見世先を見廻し候処」とあるため、振売として古着商を始めて数年後にはそれなりの財を貯え、一七七〇年代末から一七八〇年代初め頃には、未だ借屋ではあるが表店で営業したと見られる。その後も苦渋の末に渡世向を軌道に乗せたが、このような下積み時代が細かく記されていることは興味深い。またこの他、老年の保秀が自ら江戸やその他の地域へ出向いて「商売無滞相励」んだと記されている。全体として失敗と成功の両局面を子孫に教訓として伝えようとした意図が感じられる。

五代の死後、七代（保良）は一時難渋に傾くが、周囲の人間の助けもあり乗り切った。そして天保期に大きな好転機が訪れた。同時期の記録にはこうある。

史料8

天保六未年、佐野栃木古河三ヶ処ニて九月中罷出、金九百両余買物致し相応之利分ニ相成、翌年申年諸国凶作、米穀大高直、繰綿類稀成高直之様子見込ニ付、古着類は勿論、上夜具綿其類買入可申積り、地仲間幷ニ江戸表ニても精々買入、上綿五六割利潤ニ相成、引続酉年古着類景気宜故、相応之商ひ仕難有事ニ御座候、（中略）

然ル処天保十三寅年御用聞被仰付、御扶持方弐人扶持被下、冥加至極難有事ニ御座候、翌卯年日光　御成ニ付御泊城被仰出候処、御勝手向御入用多被為在候付、金弐百両也、無利足三ヶ年置居十ヶ年賦ニ仕上納致候様被仰付御請申上候、其後追々年々御用金御時借用被仰付候処、金子融通宜敷相成故無滞相勤候儀、祖父之余光誠ニ此栄ヲ祖父君ニ為見ざる事残念ニ候、夫今追々家業出精仕候故、年々店おろし可也ニ相成、嘉永元申年、町内石川屋吉兵衛抱地所建屋幷ニ土蔵弐棟共代金弐百五拾両ニ買請、（後略）

天保六年（一八三五）には佐野・栃木・古河で金九〇〇両に及ぶ多額の買入をして相応の利益をあげた。さらに翌年の飢饉に際して繰綿類の高値を見込み、古着・夜具などを宇都宮の古着仲間内や江戸で買い入れ、ここでも五・六割の利益

をあげたという。このような記述から、天保期に積極的に城下外の地域へ出向いて取引の幅を広げ、手腕を発揮したことがわかる。本稿では詳述しないが、当時の丸伊の取引については借用証文類から盛んな様子をうかがうことができる。この結果、天保一三年（一八四三）に二人扶持と御用聞を仰せ付けられ、金二〇〇両を無利足一〇年賦で上納し、さらに後年の数回に渡る御用金も滞り無く上納したことが記され、この栄えぶりを祖父（五代）に見せられないことを残念に思う、と記している。右の記述では天保期の経営が功を奏したことで家業が安定したことを示し、当時の経済力の高さを誇示したといえる。さらに嘉永六年（一八五三）には町年寄格、安政四年（一八五七）には四人扶持・帯刀御免となっており、御用聞任命から始まるこのような家格の向上を正式に伝えることも、家史の重要な役割の一つであったといえる。

「永用録」の他、弘化三年（一八四六）の「宮嶋町屋敷書上控」[18]をみると、丸伊は宮嶋町内に弐分五厘役屋敷を二ヵ所、一軒役屋敷一ヵ所を所持する町名主となっている。「永用録」にも随所で屋敷や建家に関する記述があり、それによると五代が文化元年（一八〇四）に「二分五厘役屋敷続二ヶ所」を買請け、七代は天保三年（一八三二）に金二〇〇両で間口三間半・奥行二間半の土蔵を一軒建て、嘉永元年（一八四八）には宮嶋町石川屋吉兵衛の抱地所建家・土蔵二棟を金二五〇両で買請け、嘉永六年（一八五三）にも宮嶋町志保屋六郎兵衛の屋敷を買請けている。後に火事で焼失したものもあるが、町内に複数の屋敷を所持したことがわかる。ここからも、五代が借屋から始めた一八世紀後半から数十年の間に当家は古着渡世を軌道に乗せ、七代がさらなる発展に導いたことがうかがえると同時に、その功績を表す一つの基準として屋敷所持の経緯が記され、資産の向上を示したといえる。

2　家史「永用録」にみられる家督相続と分家・別家の成立

「永用録」の記述は、主に「中興之祖」と言われる五代と、作成者である七代の渡世について詳しい。これは四代までの旧記がないという理由のみに拠らず、この家史で当家の由緒を示し、さらに現在に至る家業の存続が先祖の出精による

こと、とくに五代の行跡に敬意を示したためだと思われる。先記した跋文でも屋号の変遷について触れ、屋号と渡世向を改めたのが五代であることを明記し、また八〇年以上続く古着渡世は「御先祖之余光」と「保秀君（五代）之丹誠」によるもので、このため家業に精勤すること、先祖の年忌供養を大切に執り行うことが「家例」であるとも記している。五代が当家発展の基礎を築いた功労者であることを、七代が強調して伝えようとした意図が読み取れる。そしてさらに興味深いのは、七代の家督決定に至るまでの経緯が本文中に次のように詳述されていることで、ここから五代の奮闘がうかがえる。

史料9

五代伊兵衛ノ嫡子亀蔵、此人幼年ゟ病身ニ付、二女ゑんへ（六代ノ祖也 保良之母）小伝馬町糀屋惣兵衛悴久兵衛（六代ノ祖也 保良父）寛政年中聟養子ニ貰請夫婦睦敷御座候処、祖父伊兵衛祝居、一子出生ヲ願居候処文化元甲子年男子出生、幼名伊与吉（後ニ七代伊兵衛保良ト号ス）然ルニ父久兵衛病身ニて種薬用、手ヲ尽候得共、終ニ文化六己巳八月十一日病死、時ニ三十八才、澄清居士、右ニ付祖父保秀、老人之事故相続人色々心配致、小伝馬町米屋長蔵悴由兵衛入夫ニ貰請候処、又々我等母ゑん急病差起り、文化十一甲戌年二月十五日死去、妙順大姉号也、依之八日市場油屋文六娘まち貰請、右由兵衛へ取合わせ相暮罷在候処、祖父次第ニ老年ニ及候得共表向相勤居、孫之我等へ相続為致度思召故、伊与吉十三才之刻、寺町沢屋忠助方へ見習奉公ニ遣し置内外世話仕居候、其後養子両人熟談之上、池上町へ屋敷相調別宅為致候、上田屋由兵衛是也、

これによると、五代はまず嫡子亀蔵が病弱のため六代を相続させず、二女ゑんに迎えた婿養子久兵衛に継がせた。しかしこの六代（久兵衛）がすぐに逝去したため、由兵衛を入夫とした。その後ゑんが急逝すると、由兵衛には新たな妻まちを迎え、そのまま（七代を相続させず）家に置いていた。五代は幼年の伊与吉（六代の子）を後継にしたいと考え、熟談の結果、由兵衛は池上町に「上田屋由兵衛」として別家、伊与吉が七代を相続した。

この一連の事情から、五代は七代の相続に対して非常に慎重であるようにみえる。代々の相続をみると、五代・六代は

嫡子が廃された上で婿養子が相続しており、いずれも商売の得手不得手を見極め家業の安泰を第一に考えたものといえるが、七代の相続はこれまでとは様相が異なっていたといえる。注目されるのは、五代の相続との違いである。四代は商売不向きの男子を廃嫡し、他家より迎えた養女の婿が五代となったため、ここで血縁が一度絶えたことがわかる。一方、六代の死去により婿養子となった由兵衛は、妻である五代二女の急逝後に後妻をむかえており、当時伊与吉は幼年であるため、四代の場合を考えると、ここで再び血縁を打ち切り由兵衛が七代を相続するという流れも充分あり得たといえる。しかしここであえて由兵衛を別家、伊与吉を七代としたのは、血縁を優先したためだといえるだろう。

つまり以前は相続において、血縁よりも家業の安泰を優先させていたが、七代の相続をみると、当家に一八二〇年頃には同族団において血縁を重視する意識が備わったとわかる。このような家督相続のあらましを詳しく記したことは、五代からの血流をもつ七代・八代の相続の正当性をアピールするほか、家督の変換期が家内に動揺をもたらす危険性を示唆しながら、その局面をスムースに乗り切るための基本として、血縁を重視した相続を今後の規格として子孫へ暗に示したとも考えられる。

「永用録」には養子縁組をした親類の他、土地の借用や買請による同町・同業者とのやりとりも多く見られる。七代は寺町の沢屋忠助（沢宗分家）のもとへ見習奉公に出ている他、五代伊兵衛の死後、渡世向がうまくいかなくなった際に沢宗の世話になったという記述もあり、同業者同士の深い関係がうかがえる。さらに、先述した上田屋由兵衛の他にも分家・別家に関する記述があり注目される。分家丸井屋庄蔵の親は五代妻の弟であり、親類縁者の子を召仕として雇い、享和二年（一八〇二）四月に元出金五〇両を渡して出店させている。文久元年（一八六一）には白河天神町から奉公に訪れていた平治郎が当地で嫁を迎え別宅、定住している。ここでは城下外の地域から来た奉公人が別家となっている[19]。また、八代は白河へ奉公に出ており、ここからも白河の商家との交流がうかがえ、商売上で恒常的な取引を行っていたことがうかがえる。五代と七代の奉公先は寺町の古着屋だったが、八代は白河へ出たということからは、時代が下るにつれて他所

の商人との交流が増えたことが影響していると予想され、経営の広がりも感じられる。

家史に養子縁組や奉公関係を詳しく記したことは、商家同族団としての形成過程を明確に示す目的があったためと考えられる。また、宇都宮城下で分家・別家を複数抱える店の数は決して多くなかったと思われ、このような分家・別家の創設に関する記述も、当家の発展を示唆する要素の一つであったとみられる。

以上、家史「永用録」の内容をみると、その成立の目的は、当家の由緒を伝えること、先祖の奮闘と功績から子孫に商売出精を喚起することが大きな要素であったとみられ、家格の向上を誇示する他、経営の成功や拡大および資産の増加がわかる事例も示した。分家・別家に対する組織立った規律等はみられないが、一八二〇年前後の七代相続から、血縁を重視する姿勢で自家を固定させていく意識が見られ、このような家督相続の様式を子孫に伝えることも重要な要素であった。家法という形式でなくとも、当家が同族団を結成し、今後の発展を目指す意識は、家史から充分にうかがえた。

Ⅳ　沢屋宗右衛門（寺町野沢家）

1　三つの記録からみる沢宗

寺町の野沢家には、四代が御用聞となってから六代が家督相続をする頃にあたる、一八〇〇年代から一八二〇年代を中心に記された「家用記」がある。これは主に覚書や証文類の写しによって構成されているが、他の史料と一致する内容が多く含まれ、当家の御用向や相続の様子を知る上で非常に有益なものといえる。しかしながら、詳細は後述するが、これは家史や由緒を子孫に伝えるために作成されたものではなく、当家の場合、そのような性格を持つ文書は伝わっていない。このことから、沢宗と佐治・丸伊では成立した史料の様相が異なり、同族団形成に対する意識がやや希薄だったのではないかと推測される。これを念頭に置いて考察していきたい。

「家用記」と関連の深い史料として、五代が死去する直前、文政年間（一八一八―一八三〇）初め成立とみられる家政改革の仕法書「家内仕方書目録」がある。まずはこの前文を次に示した。

史料10

一文化四年卯六月中、養父宗右衛門（四代）方へ御用聞被仰付候所、冥加至極難有仕合ニ奉存候得共、中々以身分不相応之事故、御願申上候も恐入候得共、御免之儀色々難渋等も申上願書差上候得共、一円御聞済無之故無據御用聞相勤罷有候所、未ノ二月中、養父病死仕候ニ付、御用聞御免之儀御願可申上候旨、彼是手段仕候処、同三月上旬、町御役所へ直ニ御召出養父同様御用聞被仰付、前方之通弐人扶持被下置、先年之通調達仕候段被為仰付候、無據相勤罷有候、然ル処酉ノ正月中、千手町ゟ出火有之類焼仕大損毎いたし、翌年戌正月中、百目亀ゟ出火致手前方表通迄不残焼失、上河原町筋一統両度類焼仕、其節親類中ニも損毎多く難渋仕候者も有之、右ニ付色々手前方ニも損毎ニ罷成候儀も出来仕難渋仕候処、（中略）

右之訳柄故、御上様御勝手向御取直し有之候迄、御用聞相勤候も出来兼可申候と心配仕罷有候、右ニ付手前入用少仕候ゟ外力無之候、右ニ付家内入用少略定書先ニて候、各々条々堅相守可申候、以上

一文化十一年戌八月中此度三人扶持御加増、御扶持都合五人扶持被下置、他所出之節は御紋附帯刀御免と成、産物方懸り被仰付候崎尾新右衛門・菊地治右衛門右三人申合相勤候様被仰付候、以上

これをみると、二項目には扶持の加増や崎尾・菊地（佐治）とともに「産物方」掛りに仰せ付けられるなど、さらなる家格の向上が記されてはいるが、一項目の冒頭より御用聞任命に対する即座の御免願いや、度重なる御用金の調達（中略部分を含む）と類焼で発生した損毎の影響による当家の難渋が切々と語られている点が注目される。「家内仕方書目録」が成立した背景には、難渋の末に家内の入用を切り詰める必要性に迫られた状況があったことがわかる。この後に「家内

之者心意書之覚」一二ヶ条が記され、次に「先祖代々祥月覚」として先祖の命日に関する規律を定め、最後に服務律でまとめている。これらの主な内容は【表5】となる。

一二箇条の内容をみると、これを当家の家法と言うには、佐治に成立したものとは性格の差異が明白である。つまり相続や分家・別家に関する項目、奉公人教育に関する項目が一切含まれていない点が指摘できる。客への応接・接客法、商品の仕入法、衛生・火の用心、服装・所持品の規定といった、いわゆる店則の典型的要素[20]を含み、全体としてつきあい事や法事での対応も含めた、日常生活全般での倹約を規定していると言える。これは、「家内之者心意書之覚」の、ひいてはこれを収録した「家内仕方書目録」自体の成立段階において、当家に同族団を形成・発展させるという目的意識がなかったことを示している。

つまり沢宗の家法（店則）は、経営難に直面した時期の家政改革のために記されたが、その適用範囲は当家内に限定され、家内の生活・営業の習慣を改めて正すという目的で、無駄を省き効率を良くする施策を含んだ記録であったといえる。

この他、六代（新之丞）が家督相続に至るまでの記録・簿記である「澤屋新之丞基業金調幷年々勘定帳」がある。これには主に五代の死後から新之丞が成育するまでの当家の支出・収入が記されている。「家用記」の内容と「家内仕方書目録」の冒頭部分を照合し、「澤屋新之丞基業金調幷年々勘定帳」の内容から六代に関する事跡を加えると、文化期から天保期初頭までの当家の様子がわかる。これを概略的に示すと【図4】となる。

これら三つの史料には御用聞に関する記述があるが、先記した「家内仕方書目録」前文にあるように、数度にわたって御免を願い出たことが詳しく書かれ、度々の藩からの御用金等の要求による難渋を訴えている。扶持の加増や特権の付与などで家格が向上したとはいえ、これは沢宗の経営を考えた場合、必ずしも歓迎されるものではなかった。つまり沢宗にとっての家格の向上は丸伊の場合と異なり、当家の由緒や行跡を子孫に伝える意識を喚起させるものではなく、経済圧迫

の一因として認識される。

また、分家・別家を総括するという立場での本家の優位性や権力を誇示する、という類の編纂意図も感じられず、分家・別家[21]の設立に関する記録や系図も現段階で見いだせない。三つの史料はいずれも、由緒の誇示や血統の存続といった同族団の拡大や組織強化のための指南を意図して作成されたのではなく、経済的な難渋を打開するための思案や、費用の整理・勘定のための実用的かつ一時的な記録を目的としたといえる。沢宗の場合、少なくとも一九世紀中頃までは、このような難渋の時局への危機的意識で記録が成されたとみられる。長く存続している旧家を分析し、比較する上で非常に興味深いものである。

2　新之丞の六代宗右衛門相続について

沢宗に関わる重要な転機として、六代相続に至るまでの過程が挙げられ、五代の子・新之丞が六代を正式に相続するまでの様子は「家用記」から知ることができる。五代が文政四年（一八二一）に病死すると家内は対応に悩んだ。悴の新之丞が幼年のため親類縁者による援助は必須、家督相続まで家業を誰が預かるかなど、問題は山積みであった。この状況を伝える記述を次に示す。

史料11

乍恐以書付奉願上候事

一、私組合宗右衛門悴新之丞儀、当午ノ十三歳ニ罷成候処、去十一月中宗右衛門病死仕候後、身上向之儀、親類別家之者とも一同立合之上相改見申候処、多分之借財ニて何れニも返済方之始末難出来、無據組合之者へ相頼、種々相続等仕候得とも庇付方も無御座候ニ付、組合ヲ以金主方へ申訳申候ニ御座候処、新之丞儀、親病死後宿へ差置候処、当時世話仕候者は宗右衛門伯母ニ御座候得とも、最早老年ニて世話行届兼申候、然ル処宗右衛門年来懇意仕候者、笠間

町松屋平兵衛と申者、先達て御当地へ参り候ニ付、身上向之儀委細ニ咄し合仕候処、右之始末ニてはなかなか当時相続と申儀急ニは難出来ニ付、其内悴新之丞宿ニ差置候ては末々之不慮ニも相成可申候奉存候間、当時私方へ預り置世話致、其内借用方なども相庇付候間、新之丞相続ニ相成候節は、何時ニても早速返し可申候様被申聞候ニ付、暫く之間相頼置申度奉願上候、尤留主中之儀は宗右衛門伯母幷ニ召仕手代利兵衛差置申度奉存候、右奉願上候通、以御慈悲願之通被為仰付被下置候ハ、難有仕合ニ奉存候、以上

文政五午三月　　寺町組頭　藤　七

御役所

右之通奉願上候ニ付奥判仕差上申候、以上

名主　吉右衛門
渡辺忠　助

三月十八日町御奉行所ニ被仰渡候

寺町沢屋　新之丞

ここで、五代が懇意にしていたという笠間の松屋平兵衛という人物が、当家の状況をみて、新之丞が成長して家督を相続するまで預かろうと名乗り出たことがわかる。五代宗右衛門は養子だが、実家は不明である。「家用記」には文化九年（一八一二）、存命の五代が商用のため府中への出立を願い出たことも記されており、笠間・府中がある常陸国、現在の栃木県南東部、茨城県境周辺の出身である可能性が高い。松屋平兵衛とは以前から交流があり、養子入り後も取引を継続し

ていたとみられる。

そしてもう一人、当家相続の混乱時に手助けをしたのが同じ寺町に居住する佐治である。文政九年（一八二六）に家内の金銭管理を担当していた分家・沢屋忠助が病死すると、新之丞が相続するまで佐治が管理を引き継いだ。その金銭の記録が「澤屋新之丞基業金調幷年々勘定帳」であり、冒頭には次のような写書がある。

史料12

議定書之事

沢屋宗右衛門去巳年中ニ死後、同人倅新之丞幼年ニて渡世難充（渋）忝候処、宗右衛門死後引続御扶持方も被下置候ニ付、年々被下置候御扶持米代其外売拂候雑具代、又ハ貸方年賦金受取候分等不残沢屋忠助へ預ケ置、都て右金世話同人相頼置候処、同人儀も去戌年中病死仕候ニ付此度相改、左ニ相記候通善行相立、右金御世話以来貴公様へ御頼申上候段相違無御座候、依て当年ゟ壱ヶ年七分之利足御積被下、新之丞之成長之上同人基業金御渡可被下候、依て右金之儀連印之者一同評議之上申上候儀ハ格別私共自分之勝手合等決て申上間敷候、為後證仍連印如件

文政十亥年正月

新之丞手代　利兵衛　印
同人別家　藤七　印
同助次郎幼年ニ付代　太吉　印
同人親類　たよ　印

菊地治右衛門殿

文政一〇年（一八二七）以降、扶持米代金・売り払った雑具代・過去の貸金の年賦金（返済金）等はすべて佐治が預か

り元となって一切の管理を請負い、一年に七分の利足を積み、新之丞が成長して家督相続する際、基業金として渡すという定めである。また、右の史料当時の佐治は一一代であるが、これより以前、四代目宗右衛門の死後、五代の家督相続直後には、先代の一〇代佐治の口利きにより上納金の一ヶ年減額が実現し、それについて「家用記」には「治右衛門殿へたいしたかいに不実無之様末々迄も相心得可申事」とある。五代・六代ともにその家督相続時の諸事において佐治を頼ったことがわかる。

「澤屋新之丞基業金調幷年々勘定帳」の記録は文政一〇年（一八二七）から天保一四年（一八四三）のもので、一部抜粋として天保八年から天保一二年の分を【表6】とした。これをみると、天保七年（一八三六）まで菊地治右衛門が預かり、利足を加えた金額の合計が二六六両二分一朱・一貫五二一文で、これに五月までの七分利足を加え、沢屋金助からの返金・利金を合わせた額が、新之丞の「基業金」として天保八年（一八三七）六月に本人へ確かに受け渡されている。この総額二八四両二分一朱・一貫八五一文は翌正月改で「菊地治右衛門殿今積金分」と記され、ここに貸金の返済分や六月から一二月までの利足、扶持米代金等が加えられる中に、「笠間主人」（松屋平兵衛）から貰い受けたという金三〇両が含まれている点が注目される。血縁関係もなく、近隣の居住者でもない者が、成育までの面倒を見ただけでなく相続の際に資金を渡したことは、この時代の商人間の関係を考える上でたいへん興味深い。そしてこれらの総計である三五一両九八〇文は翌正月改をみると、天保九年（一八三八）の「元金」とある。ここに利足と扶持米代金のほか、「向之家売分」「着料物売分」を加えた合計四〇〇両三朱・一二〇文が翌天保一〇年の「元金」となり、以降はこの「元金」に七分の利足と扶持米代金を加えた合計が新年度の「元金」となっていく。同様の記載が天保一五年まで続いている。

このように周囲の人物に支えられながら、新之丞は天保八年（一八三七）に正式に六代を家督相続した。五代が死去した文政四年（一八二一）から六代が相続する天保八年（一八三七）までと、その後の数年間をあわせた二〇年間余が、主人の不在によって当家が大きく動揺し、立て直しが必要な時期だったと思われる。この時期の経済状況等を伝える史料に

は「澤屋新之丞基業金調幷年々勘定帳」の他「書抜帳」[22]があり、親類および親類以外の者からの借用や、以前の貸金に対する返済金を収入としている記録があるが、本稿では割愛する。

以上、新之丞が家督を相続するまで、さらに相続してからの数年間の経済状況を考察した。二つの記録はこの時期の経済状況等を具体的に伝えており、家業継続の難しさがうかがえると同時に、新之丞の家督相続が周囲の者に支えられて成し遂げられたことがわかった。この基盤には、血縁関係による同族団の結束というよりも、むしろ非血縁関係にある、近隣の同業者や遠方の懇意な取引相手との関係が不可欠であったことが感じられる。

このように、沢宗は度重なる経営難から家政改革を行い、生活・業務上の節約を中心に心得をまとめ、家督の変遷期には支出・収入などの実用的な記録を残した。これらは自家の由緒や経済力を誇示することを主な目的とはしていない。さらに血縁を基にした同族団としての意識を喚起する動きもなく、むしろ血縁を越えた、商売上の取引相手に頼って苦境を乗り越えた点が注目された。家の存続よりもむしろ目前の家業、店の営業継続に意識が向いており、そのため商売取引上の繋がりが第一に深いものであったと考えられる。

おわりに

以上、佐治・丸伊・沢宗について、家法やそれに準じる諸記録、家督相続の様子がわかる史料をもとに、その内容だけでなく成立の背景や意図、成立当時の各家の同族団形成および発展・継続に対する意識について考察をした。

三家を比較すると、経営の混乱・安定に関して、家督相続時、とくに主人の死期における様相の差異が大きい。丸伊・沢宗の場合は主人（または先代）が死去すると何らかの難渋に陥り、経営の立て直しに着手したのに対し、佐治にはそのような様子はなく、スムースな相続が実現している。さらに別家との連携によって経営を拡大した様子からも、これには

佐治における同族団形成時期の早さと、規模が拡大する一統に対して、同族団という組織としての強固な団結を目指す意識、そしてその速やかな明文化が影響したと思われる。

天保期に城下外の諸所での取引を通して経営を拡大し、家格の向上をみた丸伊は家史を作成した。ここで家業発展の様子を多様な形で伝える中で、別家出店の詳細や、文化期末から文政期初めに家督相続に血縁を重視した様子がみられた。丸伊はこのような同族団の形成・発展に対する意識を持ち合わせていたからこそ、経営の拡大を目指し、実現し、城下の古着商人を代表する一人となりえたのではないか。沢宗の場合、家法といっても佐治とは異なり、全体として倹約を喚起・規定し、それは本家の立場から経営体制を見直すというものではなく、現在進行形の経営難を乗り切るためのもので、今後の自家の家業発展を目指す意識や、同族団の形成に対する意識もみられない。むしろ家法を持たない丸伊のほうに、その家史から、佐治と様相は異なれど同族団としての今後の発展を目指す意識が読み取れた。当時このような意識の欠如が、沢宗が丸伊のような経営拡大を図らなかったことに繋がるのではないか。

これを受けて、丸伊と沢宗について、冒頭で示した寛政から嘉永期間における両家の形勢逆転に繋がる大きな要因の一に、自家からさらに広がりを持つ同族団の発展の重要性とノウハウを子孫に伝えるという意識の有無または強弱の差が反映されたと考えられる。経営の飛躍的発展を遂げた丸伊は、同族団の形成・発展に対する意識が高かった。家業の危機に直面してから対応に乗り出すという聊か無計画な経営を行った沢宗は、同族団に対する意識が低かった。このような意識の差異、およびそれと経営との関係を表面化させたのが、家法・家史といった性格を持つ史料だといえる。

宇都宮城下の場合、このような意識があらわれ、経営に影響を与えるまでに至った時期はいつだったのか。佐治の「家格連印帳」は文政一一年（一八二八）、「菊池家中興ノ系図」は少なくとも一八四〇から一八五〇年代には成立。丸伊の「永用録」は文久元年（一八六一）成立。沢宗の「家内仕方書目録」は文化末から文政初め（一八二〇年前後）、「家用記」は文化四年（一八〇七）から文政一一年（一八二八）の記録、「澤屋新之丞基業金調幷年々勘定帳」は文政一〇年

（一八二七）から天保一四年（一八四三）の記録。つまりいずれも一九世紀前半から中頃に記されたものである。

ここで、これより少し遡った一八世紀末から一九世紀初頭における、宇都宮城下の商人について言及しておきたい。天明五年（一七八五）、幕府の勘定奉行から宇都宮の油商人へ、以後は関八州油稼人仲間に属し冥加永を上納するよう通達があり、領内外での絞油原料の買入れを認める旨が伝えられた。これは、城下の穀類の買入れはすべて石町の穀問屋が担い、油商人は絞油原料を穀問屋から買入れるという寛永期以来の原則を覆すものだった。そこで石町の穀問屋および他町の穀屋が藩を通じて反発し、寛政五年（一七九三）、穀類の買入れは石町を含む四ヶ町の穀問屋に限られた。しかし絞油原料の他領流出、油の価格高騰を受けた油商人が反発し、翌年に藩は油荏を他の穀類と区別し、油商人の自由取引を許可した。[23] またこの他、城下の魚・塩物商いは元和・寛永期より大町の魚問屋・魚屋に限られていたが、安永期以降には池上町にも魚問屋ができ、他町にも魚屋が増えていた。寛政一二年（一八〇〇）には大町魚問屋以外にも自由な仕入れ取引が認められ、享和三年（一八〇三）、水戸・銚子・江戸・栃木からの直仕入れは大町・伝馬町の魚問屋に限り、他町の魚屋は請け売りをするように、との旨を藩へ提出し、受け入れられた。[24]

このように、宇都宮城下では主に寛政・享和期（一七八九―一八〇四）に、江戸時代初期（一七世紀前半）より伝統的な特権を有してきた穀問屋・魚問屋といった商人に大きな変化がおとずれた。これは他業種の商人にも少なからず影響を与え、城下の商業形態の変容をみて自身の渡世に危機感を募らせ、家業安定への思案を喚起させたと推測される。このような状況を経て文化・文政期（一八〇四―一八三〇）に同族団形成・発展への意識を高め、試行錯誤の時期を経て、その施策をすでに体系化し、家法として具現化させる商家も現れた。一九世紀中頃から後半に至ると、中小商家でも家法や家史が成立し、そこに記された施策を各家で実行したといえるのではないか。そしてそのような具体的な施策の有無が、その後の経営の発展に影響を与えたと考えられる。つまり一九世紀前半、主に文化・文政期に、同族団形成・発展の意識を有し、いかに実行したのかが分岐点であり、この時期が宇都宮城下における商家の大きな転換期であったのではないか。

以上、家史や家法を伝える記録の内容や作成の意図、成立背景が三家で大きく異なり、そこには家督相続や家内の由緒および現状が各々の意識の元で記されていた。宇都宮で同時期に同業を営んだ三家の間でこのような多様性がみられたことは、一九世紀における宇都宮城下の商人が経験した転換期を示唆しており、近世の一地方都市における商家同族団の形成とその発展過程をみる一助になると考える。

参考史料

増渕家文書・野沢家文書・菊池家文書はいずれも栃木県宇都宮市、個人蔵。

「永用録」（増渕家文書 ハ19）

「家用記」（野沢家文書 ロ23）

「家内仕方書目録」（野沢家文書 ロ24）

「澤屋新之丞基業金調幷年々勘定帳」（野沢家文書 ロ25）

「家格連印帳」（『栃木県史』史料編近世Ⅰ所収、出典は橋本家文書（千葉県佐原市））

「菊池家中興ノ系図」（『栃木県史』史料編近世Ⅰ所収、出典は菊池家文書）

明治七年作成の系図（表題なし）（菊池家文書　5）

注

（1）諸先行研究では、各家に伝わる条目を、内容から「家訓」「家法」「店訓」「店則」「家憲」等と分類して称することがある（主に宮本又次『近世商人意識の研究』講談社、一九七七年。中野卓『商家同族団の研究 暖簾内をめぐる家と家連合の研究 上』未来社、一九七八年。安岡重明「商家における家憲の成立（試論）」『社会科学』二四、同志社大学人文科学研究所、一九七八年等）が、本稿で扱う史料では、家の制度に関する心得や規則と、店の運営に関する心得や規則という性格を兼ね備え、明確な分類が困難であること、また本稿がそのような明確な分類を目的とした論考ではないため、一般的な総称と考えられる「家法」を主に用いた。ただし、特定の家に対する諸先行研究が該当する家の家法を「家訓」「店則」と総じて称している場合はそれに従った。また、各史料の項目内容（本家第一主義、倹約、等）の分類は、前掲の他、足立政男『老舗の家訓と家業経営』（広池学園事業部、一九七四年）も参照した。

（2）これは経営方針の整理や集団の系譜的な解明という目的の他、本家に奉公人として仕えたのちに暖簾を分けられた別家には、本家に対する篤い忠義と確かな信用が不可欠であり、そのような人材を育成するための教育方針（制度）が必須だった。このような教育は奉公中の者を各家に包括・同化するため、つまり同族集団の一員として一人前に仕立てる目的があると捉えられるためである（中野卓「商業経営の主体―商家とその同族組織―」『社会経済史学』三一巻六号、一九六六年。前注（1）中野一九七八）。この他、中井信彦『日本史の社会集団第五巻家督と暖簾』（小学館、一九九〇年）、安岡重明『近世商家の経営理念・制度・雇用』（晃洋書房、一九九八年）等も参照。

（3）前注（2）中野一九六六

（4）中田易直「『宗竺遺書』より見たる三井町人の同族組織」『日本歴史』五四号、一九五二年。同「享保期における三井同族組織の成立」『社会経済史学』二〇巻一号、一九五四年。中井信彦「共同体的結合の契機としての『血縁』と『支配』―三井家における家法成立過程を素材として」『三井文庫論叢』第4号、一九七〇年。安岡重明『財閥形成史の研究』（ミネルヴァ書房、一九七〇年）。賀川隆行『近世三井経営史の研究』（吉川弘文館、一九八五年）。

（5）宮本又次「鴻池家の家訓と店則」『近世大阪の商業史・経営史的研究』清文堂出版、一九六九年。前注（4）安岡一九七〇、前注（2）同一九九八等も参照。

（6）宮本又次『住友家の家訓と金融史の研究』（同文館、一九八八年）、住友資料館編纂『和泉屋叢考 第二三輯 近世住友の家法』（住友史料館、一九九七年）等を参照。また、他の代表的な商家家法の研究として、北島正元編著『江戸商業と伊勢店―木綿問屋長谷川家の経営を中心として―』（吉川弘文館、一九六二年）、江頭恒治『近江商人中井家の研究』（雄山閣、一九六五年）、小倉栄一郎「経営管

理と中井家調合法」（『社会経済史学』第三一巻六号、一九六六年）、同『近江商人の経営』（サンブライト出版、一九八八年）、宇佐美英機「近江商人中井家の家訓・店則にみる『立身』と『出世』」（『彦根論叢』三一七、一九九九年）等も参照した。

（7）前注（1）宮本一九七七を参照。

（8）入江宏「近世商家における同族結合と家訓の教育的機能」（『北海道学芸大学紀要』一三巻一・二号、一九六五年（a））。同「近世商家における惣領教育 ―佐野屋孝兵衛家の記録をとおして―」（『北海道学芸大学紀要』一六巻一号、一九六五年（b））。同「近世商家における徒弟教育 ―佐野屋孝兵衛家の記録をとおして―」（『北海道学芸大学紀要』一六巻二号、一九六五年（c））。同「城下町・在郷町商人の家訓・店則とその教育観 ―近世下野を事例に―」（『宇都宮大学教育学部紀要』二三号、一九七三年）。同『近世庶民家訓の研究―「家」の経営と教育―』（多賀出版、一九九六年）。

（9）東京大学法学部法制史資料室所蔵文書 甲二―三七四五。書付や覚書等の写しで構成され、宇都宮の古着仲間構成員が記したとみられる。

（10）『増渕家文書』ハ49（番付①）、ハ51（番付②）、ハ50（番付③）。いずれも毛筆で記され、一部『宇都宮市史』史料編四に所収。番付②で西方の小結となっている菊地慶兵衛は、嘉永四年（一九五一）に佐野屋本家一三代治右衛門を相続しているため、この番付は嘉永四年頃の成立と考えられる。

（11）本家一二代（一八一三―一八五九）および分家二代孝兵衛（一八二八―一八六二）の頃には、呉服・木綿と両替などの金融業が中心だった。二代孝兵衛が「菊池」と署名し、以後菊池姓を名乗るが、本文中では史料の記述に拠って菊地と記した。史料出典の菊池家はこの二代佐孝（菊池教中）の子孫。

（12）前注（8）入江一九六五（c）。

（13）崎尾（荒物屋）新右衛門は日野町で荒物屋と金融業を営んだ。商人番付では佐孝とともにいずれも大関で、名実ともに城下随一の豪商だといえる。金融活動は宇都宮藩の御用金をはじめ城下の武家、日光山、町内の商人など広範に及んだ。化政期から藩士と城下商人に貸金を行い、野州各地の町や宿、奥州や常陸国にも展開した（『宇都宮市史』六、第八章第一節を参照）。

（14）石町で代々穀問屋であった青木屋源四郎の日記には、例えば慶應二年（一八六六）六月十一日、「今日ゟ安米売渡、御用聞衆此般町々郷分極難之者へ斗渡し」とあり、城下窮乏の際に御用聞商人ら（崎尾、菊地を含む）が出資して救済活動を行ったことが記されている（青木家文書518）。このような記述から年代は異なるが城下窮乏の際には富裕な商人による施行が行われたことがうかがえ、「菊池家中興ノ系図」の記述もあながち誇張ではないとみられ

る。

(15) 前注（8）入江一九九六（a）

(16) 前注（8）入江一九六五（a）、同一九九六。

(17) 秋本典夫『北関東下野における封建権力と民衆』（山川出版社、一九八一年）、深井甚三『近世の地方都市と町人』（吉川弘文館、一九九五年）、前注（8）入江一九九六（a）（b）（c）等を参照。

(18) 増渕家文書ハ9

(19) 本文には「別宅」と記されているが、史料の内容から別家と同意と判断される。別家が「別宅」と記される事例は、前注（2）安岡一九九八等を参考とした。

(20) 前注（1）宮本一九七七を参照。

(21) 借用証文等の諸史料に明確に記されたものとして、寺町に分家沢屋（渡辺）忠助、別家沢屋助次郎、鹿沼に別家沢屋藤七があった。

(22) 野沢家文書 ロ26

(23) これは上方市場での燈油の値上がり・不足に備えるため、幕府が江戸地廻経済圏からの燈油およびその原料の確保のため、天明四年（一七八四）から関八州の絞油業者に在地での営業株（在株）を認めた一貫であった。詳細は『栃木県史』通史編五（近世二）六八五頁を参照。

(24) 『栃木県史』通史編五（近世二）六八六―六八七頁を参照。

（付記）本稿は、平成二五年一二月一七日にお茶の水女子大学にて開催された、「第八回国際日本学コンソーシアム―食・もてなし・家族Ⅱ―」における発表をもとに、補足・改訂を加えて執筆したものである。なお発表内容の要約は、お茶の水女子大学比較日本学教育研究センター発行『比較日本学教育研究センター研究年報』第一〇号に掲載されている。

（お茶の水女子大学大学院博士後期課程）

【図 1】　佐治（菊池家）の概要

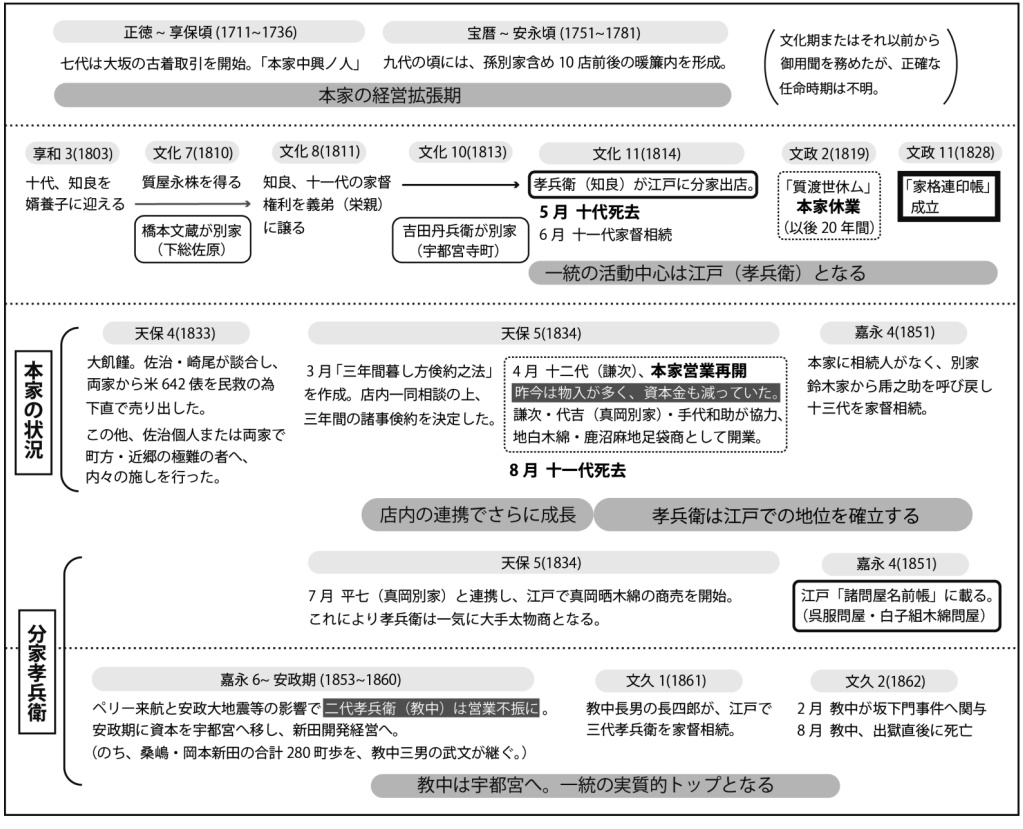
正徳 ~ 享保頃 (1711~1736)
七代は大坂の古着取引を開始。「本家中興ノ人」
宝暦 ~ 安永頃 (1751~1781)
九代の頃には、孫別家含め 10 店前後の暖簾内を形成。
本家の経営拡張期
文化期またはそれ以前から御用聞を務めたが、正確な任命時期は不明。
享和 3(1803)
十代、知良を婿養子に迎える
文化 7(1810)
質屋永株を得る
橋本文蔵が別家（下総佐原）
文化 8(1811)
知良、十一代の家督権利を義弟（栄親）に譲る
文化 10(1813)
吉田丹兵衛が別家（宇都宮寺町）
文化 11(1814)
孝兵衛（知良）が江戸に分家出店。
5 月 十代死去
6 月 十一代家督相続
文政 2(1819)
「質渡世休ム」
本家休業
（以後 20 年間）
文政 11(1828)
「家格連印帳」成立
一統の活動中心は江戸（孝兵衛）となる
本家の状況
天保 4(1833)
大飢饉。佐治・崎尾が談合し、両家から米 642 俵を民救の為下直で売り出した。
この他、佐治個人または両家で町方・近郷の極難の者へ、内々の施しを行った。
天保 5(1834)
3 月「三年間暮し方倹約之法」を作成。店内一同相談の上、三年間の諸事倹約を決定した。
4 月 十二代（謙次）、本家営業再開
昨今は物入が多く、資本金も減っていた。
謙次・代吉（真岡別家）・手代和助が協力、地白木綿・鹿沼麻地足袋商として開業。
8 月 十一代死去
嘉永 4(1851)
本家に相続人がなく、別家鈴木家から馬之助を呼び戻し十三代を家督相続。
店内の連携でさらに成長
孝兵衛は江戸での地位を確立する
分家孝兵衛
天保 5(1834)
7 月 平七（真岡別家）と連携し、江戸で真岡晒木綿の商売を開始。
これにより孝兵衛は一気に大手太物商となる。
嘉永 4(1851)
江戸「諸問屋名前帳」に載る。
（呉服問屋・白子組木綿問屋）
嘉永 6~ 安政期 (1853~1860)
ペリー来航と安政大地震等の影響で二代孝兵衛（教中）は営業不振に。
安政期に資本を宇都宮へ移し、新田開発経営へ。
（のち、桑嶋・岡本新田の合計 280 町歩を、教中三男の武文が継ぐ。）
文久 1(1861)
教中長男の長四郎が、江戸で三代孝兵衛を家督相続。
文久 2(1862)
2 月 教中が坂下門事件へ関与
8 月 教中、出獄直後に死亡
教中は宇都宮へ。一統の実質的トップとなる

【図2】　菊池治右衛門・本家系図

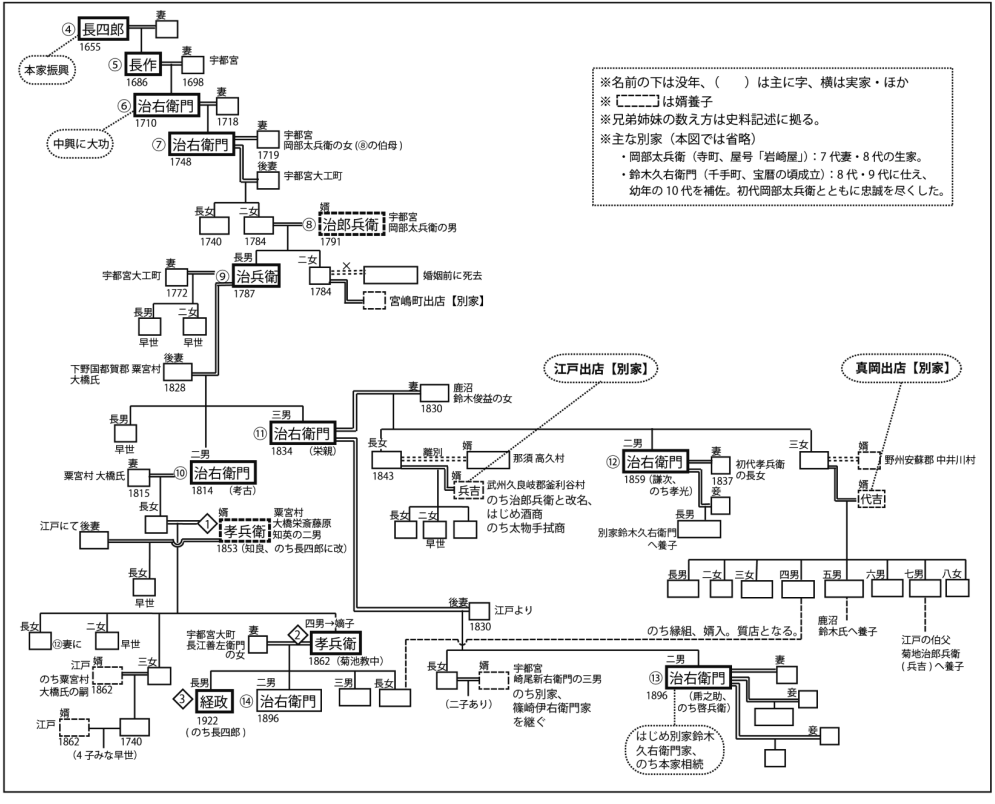

【図 3】　丸伊（増渕家）の概要

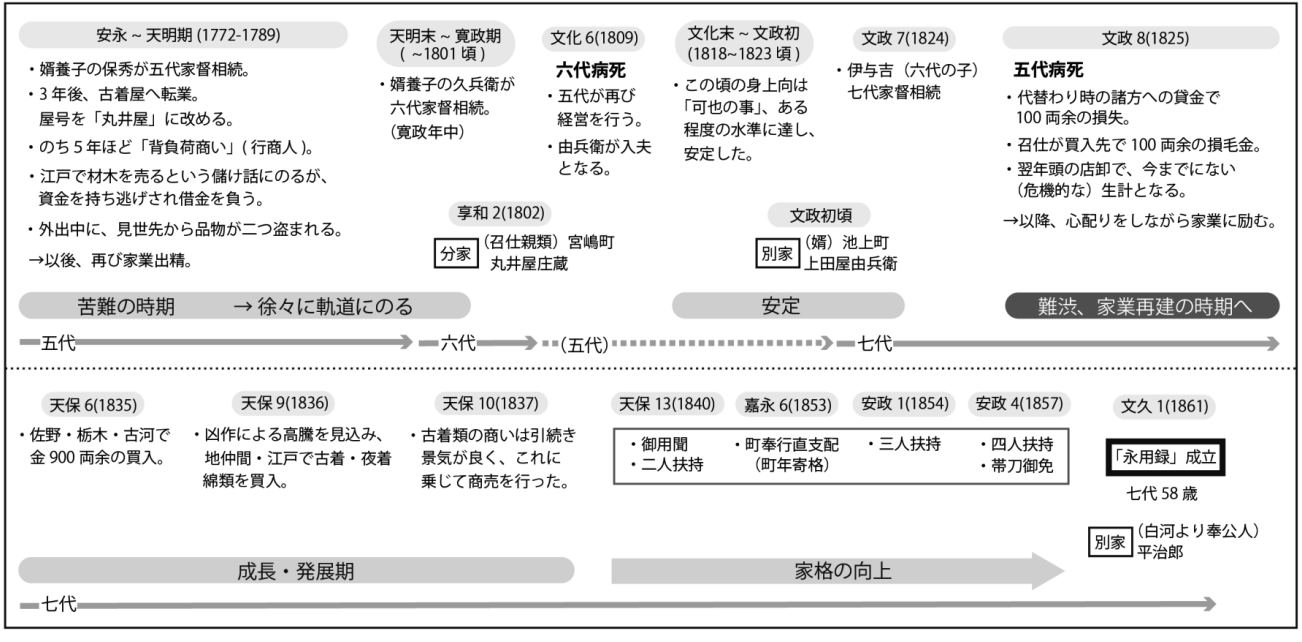
安永 ~ 天明期 (1772-1789)
・婿養子の保秀が五代家督相続。
・3 年後、古着屋へ転業。
屋号を「丸井屋」に改める。
・のち 5 年ほど「背負荷商い」(行商人)。
・江戸で材木を売るという儲け話にのるが、
資金を持ち逃げされ借金を負う。
・外出中に、見世先から品物が二つ盗まれる。
→以後、再び家業出精。
天明末 ~ 寛政期
(~1801 頃)
・婿養子の久兵衛が
六代家督相続。
(寛政年中)
文化 6(1809)
六代病死
・五代が再び
経営を行う。
・由兵衛が入夫
となる。
文化末 ~ 文政初
(1818~1823 頃)
・この頃の身上向は
「可也の事」、ある
程度の水準に達し、
安定した。
文政 7(1824)
・伊与吉（六代の子）
七代家督相続
文政 8(1825)
五代病死
・代替わり時の諸方への貸金で
100 両余の損失。
・召仕が買入先で 100 両余の損毛金。
・翌年頭の店卸で、今までにない
（危機的な）生計となる。
→以降、心配りをしながら家業に励む。
享和 2(1802)
分家
(召仕親類) 宮嶋町
丸井屋庄蔵
文政初頃
別家
(婿) 池上町
上田屋由兵衛
苦難の時期　→ 徐々に軌道にのる
安定
難渋、家業再建の時期へ
五代
六代
(五代)
七代
天保 6(1835)
・佐野・栃木・古河で
金 900 両余の買入。
天保 9(1836)
・凶作による高騰を見込み、
地仲間・江戸で古着・夜着
綿類を買入。
天保 10(1837)
・古着類の商いは引続き
景気が良く、これに
乗じて商売を行った。
天保 13(1840)
・御用聞
・二人扶持
嘉永 6(1853)
・町奉行直支配
(町年寄格)
安政 1(1854)
・三人扶持
安政 4(1857)
・四人扶持
・帯刀御免
文久 1(1861)
「永用録」成立
七代 58 歳
別家
(白河より奉公人)
平治郎
成長・発展期
家格の向上
七代

【図 4】　沢宗（野沢家）の概要

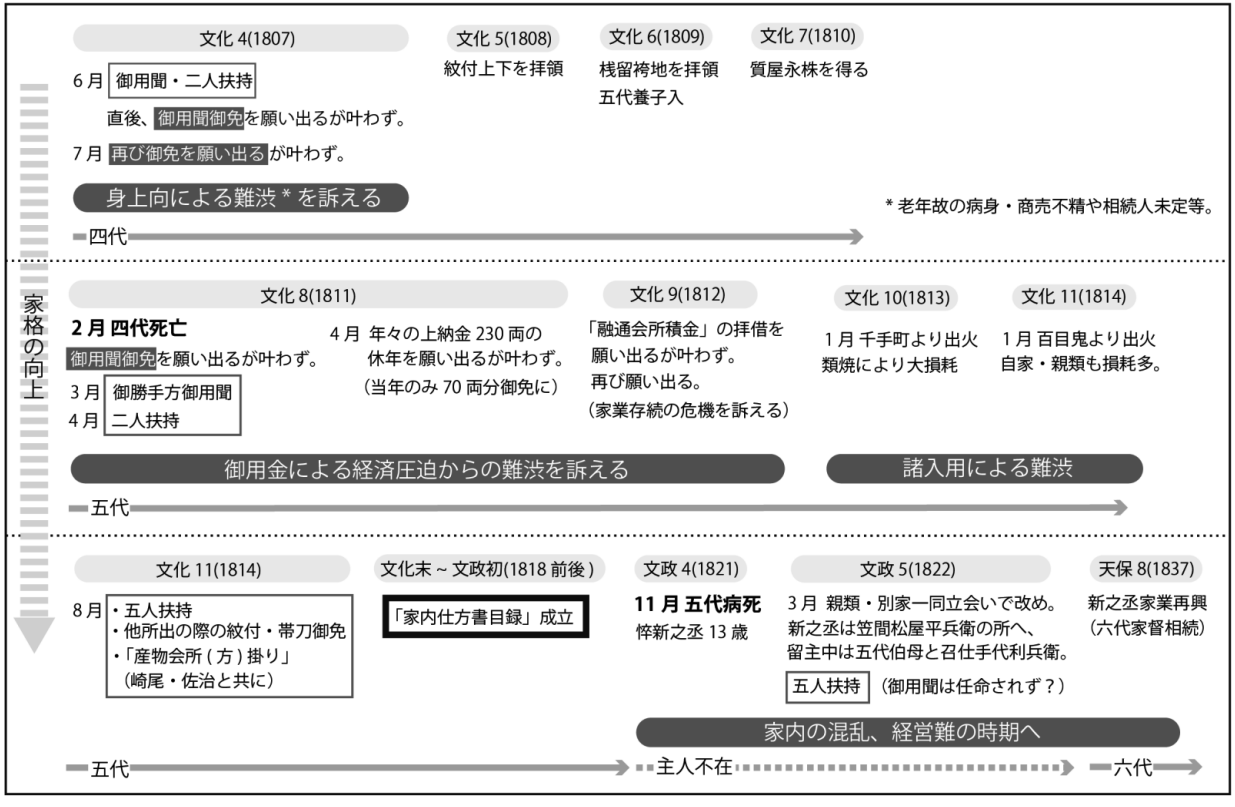
家格の向上
文化 4(1807)
6 月 御用聞・二人扶持
直後、御用聞御免を願い出るが叶わず。
7 月 再び御免を願い出るが叶わず。
身上向による難渋 * を訴える
四代
文化 5(1808)
紋付上下を拝領
文化 6(1809)
桟留袴地を拝領
五代養子入
文化 7(1810)
質屋永株を得る
* 老年故の病身・商売不精や相続人未定等。
文化 8(1811)
2 月 四代死亡
御用聞御免を願い出るが叶わず。
3 月 御勝手方御用聞
4 月 二人扶持
4 月 年々の上納金 230 両の
休年を願い出るが叶わず。
（当年のみ 70 両分御免に）
文化 9(1812)
「融通会所積金」の拝借を
願い出るが叶わず。
再び願い出る。
（家業存続の危機を訴える）
文化 10(1813)
1 月 千手町より出火
類焼により大損耗
文化 11(1814)
1 月 百目鬼より出火
自家・親類も損耗多。
御用金による経済圧迫からの難渋を訴える
諸入用による難渋
五代
文化 11(1814)
8 月 ・五人扶持
・他所出の際の紋付・帯刀御免
・「産物会所 (方) 掛り」
（崎尾・佐治と共に）
文化末 ~ 文政初(1818 前後)
「家内仕方書目録」成立
文政 4(1821)
11 月 五代病死
悴新之丞 13 歳
文政 5(1822)
3 月 親類・別家一同立会いで改め。
新之丞は笠間松屋平兵衛の所へ、
留主中は五代伯母と召仕手代利兵衛。
五人扶持 （御用聞は任命されず？）
天保 8(1837)
新之丞家業再興
（六代家督相続）
家内の混乱、経営難の時期へ
五代
主人不在
六代

【表 1】　寄銭にみられる古着仲間構成員一覧

	納額*	ランク	人数	計
①寛政四	200	S	2	52
	100	A	27	
	50	B	17	
	32	C	1	
	30		3	
	24	D	1	
	20		1	
②寛政六	200	S	2	52
	100	A	5	
	50	B	23	
	32	C	3	
	30		3	
	24	D	12	
	16	E	2	
	12		2	
③寛政十三	200	S	2	42
	100	A	10	
	50	B	18	
	30	C	4	
	24	D	7	
	12	E	1	

* 単位は文。

	居住地	名	①	②	③	①	②	③
SSS	寺町	佐野屋治衛門	200	200	200	S	S	S
	寺町	沢屋宗右衛門	200	200	200	S	S	S
AAA	宮嶋町	大野屋治兵衛	100	100	100	A	A	A
	寺町	沢屋忠助	100	100	100	A	A	A
AA	宮嶋町	奥州屋庄蔵	100	100	50	A	A	B
	寺町	河内屋喜兵衛	100	50	100	A	B	A
	寺町	佐野屋吉右衛門	100	50	100	A	B	A
	宮嶋町	佐野屋久右衛門	100	50	100	A	B	A
	宮嶋町	田野屋善兵衛	100	50	100	A	B	A
	寺町	玉屋藤兵衛	100	50	100	A	B	A
	宮嶋町	佐野屋平兵衛	100	50	100	A	B	A
	宮嶋町	大野屋幸助	100	24	100	A	D	A
	宮嶋町	伊勢屋喜八	100	100		A	A	
	宮嶋町	井筒屋清兵衛	100	100		A	A	
A	杉原町	植木屋伊兵衛	100	50	50	A	B	B
	千手町	大野屋宗兵衛	100	50	50	A	B	B
	千手町	佐野屋清兵衛	100	50	50	A	B	B
	宮嶋町	田野屋伝兵衛	100	50	50	A	B	B
	寺町	沢屋弥助	100	50	30	A	B	C
	寺町	練屋忠右衛門	100	50	30	A	B	C
	宮嶋町	石川屋吉兵衛	100	32	50	A	C	B
	寺町	大野屋茂八	100	50	24	A	B	D
	千手町	直木屋藤左衛門	100	50	24	A	B	D
	寺町	佐野屋庄七	100	12	50	A	E	B
	寺町	瓶子屋長右衛門	30	30	100	C	C	A
	寺町	瓶子屋源左衛門	100	24	24	A	D	D
	寺町	沢屋喜左衛門	100	50		A	B	
	寺町	岩崎屋宇右衛門	100	16		A	E	
	宮嶋町	大野屋忠蔵	100			A		
	寺町	瓶子屋吉兵衛	100			A		
BBB	池上町	岩崎屋善兵衛	50	50	50	B	B	B
	寺町	岩崎屋太兵衛	50	50	50	B	B	B
	宮嶋町	大野屋嘉兵衛	50	50	50	B	B	B
BB	宮嶋町	太田屋武兵衛	50	32	50	B	C	B
	宮嶋町	松野屋伊兵衛	50	30	50	B	C	B
	宮嶋町	佐野屋与兵衛	50	50		B	B	
	寺町	万屋清七	50	50		B	B	
B	寺町	伊勢屋宗兵衛	50	30	24	B	C	D
	宮嶋町	堺屋与右衛門	50	32		B	C	
	宮嶋町	丸井屋伊兵衛	50	24	24	B	D	D
	千手町	荒井屋茂兵衛	50	24		B	D	
	宮嶋町	石川屋弁蔵	50	24		B	D	
	寺町	玉屋清右衛門	50	24		B	D	
	池上町	綿屋吉兵衛	50	24		B	D	
	寺町	佐野屋与八		50	24		B	D
	宮嶋町	植木屋半兵衛		24	50		D	B
	宮嶋町	小松屋太兵衛		24	50		D	B
	池上町	菊屋惣八	50			B		
	寺町	清水屋治郎右衛門	50			B		
	上河原町	長門屋与兵衛	50			B		
	寺町	伊勢屋忠七		50			B	
	寺町	瓶子屋源助		50			B	
	寺町	伊勢屋平七			50			B
	宮嶋町	大野屋長吉			50			B
	宮嶋町	田野屋久兵衛			50			B
	宮嶋町	田野屋弥兵衛			50			B
C	裏町	植木屋吉兵衛	32	24		C	D	
	池上町	万屋惣八		24	30		D	C
	西馬場	石川屋喜兵衛	30			C		
	寺町	沢屋勘兵衛	30			C		
	寺町	沢屋藤七			30			C
D	寺町	玉屋吉兵衛		24	24		D	D
	宮嶋町	国東屋小兵衛	20	16		D	E	
	宮嶋町	小松屋平兵衛	24			D		
E	寺町	玉屋専助		12			E	
	寺町	玉屋長蔵			12			E

【表 2】　商人番付と古着商人

A 商人番付の構成概要

番付①（嘉永元年 (1848)）

段	西方（計 54）	東方（計 54）
1	大関（1）	大関（1）
	関脇（1）	関脇（1）
	小結（1）	小結（1）
	前頭（7）	前頭（7）
2	前頭（12）	前頭（12）
3	前頭（15）	前頭（15）
4	前頭（17）	前頭（17）

番付②（嘉永四年 (1851) か）

段	西方（計 54）	東方（計 54）
1	大関（1）	大関（1）
	関脇（1）	関脇（1）
	小結（1）	小結（1）
	前頭（7）	前頭（7）
2	前頭（15）	前頭（15）
3	前頭（17）	前頭（17）
4	前頭（18）	前頭（18）

番付③（嘉永七年 (1854)）

段	西方（計 75）	東方（計 75）
1	大関（1）	大関（1）
	関脇（1）	関脇（1）
	小結（1）	小結（1）
	前頭（8）	前頭（8）
2	前頭（15）	前頭（15）
3	前頭（16）	前頭（16）
4	前頭（17）	前頭（17）
5	前頭（16）	前頭（16）

B 商人番付中の古着商人（兼業者含）

番付①（嘉永元年 (1848)）

段	位置	名
1	大関	佐野屋孝兵衛 *1
	関脇	佐野屋治右衛門 *
	前頭	佐野屋丹兵衛
	〃	植木屋伊兵衛
	〃	玉屋長蔵
	〃	丸井屋伊兵衛
	〃	石川屋吉兵衛
	〃	福田屋久右衛門 *
2	〃	小松屋太兵衛
	〃	佐野屋源兵衛
	〃	丸井屋庄蔵
	〃	佐野屋久右衛門
	〃	伊勢屋新兵衛
	〃	田野屋久兵衛
4	〃	沢屋忠助
	〃	太田屋武兵衛
	〃	瓶子屋清兵衛
	〃	沢屋佐七
	〃	佐野屋与八
	〃	伊勢屋忠兵衛

番付②（嘉永四年 (1851) か）

段	位置	名
1	大関	佐野屋孝兵衛 *1
	関脇	佐野屋丹兵衛 *4
	小結	佐野屋治右衛門 *5
	前頭	植木屋伊兵衛
	〃	玉屋長蔵
	〃	丸井屋伊兵衛
2	〃	堺屋弥兵衛
	〃	佐野屋源兵衛
3	〃	石川屋吉兵衛
	〃	小松屋太兵衛
4	〃	佐野屋与八
	〃	太田屋武兵衛
	〃	伊勢屋新兵衛
	〃	沢屋佐七
	〃	田野屋久兵衛

番付③（嘉永七年 (1854)）

段	位置	名
1	大関	佐野屋孝兵衛 *1
	関脇	佐野屋治右衛門 *
	小結	佐野屋丹兵衛 *2
	前頭	植木屋伊兵衛 *3
	〃	玉屋長蔵
	〃	丸井屋伊兵衛
	〃	佐野屋久右衛門 *
2	〃	石川屋吉兵衛
	〃	福田屋久右衛門 *
	〃	丸井屋庄蔵
	〃	佐野屋源兵衛
3	〃	田野屋久兵衛
	〃	小松屋太兵衛
	〃	太田屋武兵衛
	〃	伊勢屋忠兵衛
	〃	伊勢屋新兵衛
4	〃	沢屋佐七
5	〃	瓶子屋清兵衛
	〃	堺屋弥兵衛

*「古着仲間私用帳」にみられる者のうち、各番付では金貸・質・太物・呉服等と記されているが、諸史料（借用証文等）より兼業で古着屋を続行していると判断される者。

*1 主な渡世は「金貸」だが、菊地家の経営を考察するためここに記した。

*2 記載は「太物」だが、諸史料から古着も兼ねたと判断した。

*3 記載は「質」だが、諸史料から古着も兼ねたと判断した。

*4 記載は「好助」だが、家督相続が明確であるためここでは丹兵衛と記した。

*5 記載は「慶兵衛」だが、家督相続が明確であるためここでは治右衛門と記した。

19	別家中、平素はいっそう親しくし、相互に厚く世話をし、子孫末々、傍輩の良い関係を失わないこと。
20	分家・別家のうち、若く病死などがあった場合、別家のなかから相応の人物を見立て跡世話掛りとし、万事世話をすること。もちろん本家からも厚く世話し、亡地とさせないこと。
21	積金については、永々怠りなく積むこと。
22	年中のことは全て日記に留置き、毎年正月から事立てること。また先格となることを選び、記録に写すこと。
23	葬婚そのほか、先格に随うこと。
24	分家で婚儀があるときは、祝儀として金500疋、不幸があるときは香奠として金300疋、出産のあるときは産着料として金200疋、初の節句は金100疋、そのほかすべてこれに順じること。
25	別家で婚儀があるときは金300疋、不幸があるときは金200疋、出産のあるときは金100疋、初の節句は金50疋、そのほかの吉凶はこれに準じること。但し孫店はこれに半減とする。
26	主人であっても50歳以下の者は、平素は綿服でいること。
27	外出であっても男子は縮緬類は禁じる。但し繻袢は用捨。
28	頼母子への加入は堅く禁ずる。
29	諸芸遊歴の者を止宿してはならない。懇意の者からの書翰を持参したとしても、ならない。
30	家内で三弦浄瑠璃の類はならない。
31	芝居等があるときは、女共の見物は3日に限る。 　但し小見世もの等の見物はならない。
32	40歳以下の婦人の他所出はならない。たとえ当所のなかでも墓参りのほかは諸参詣もならない。 病人湯治等は、店内からたしかな者を一人添えること。
33	婦人の郷行は逗留7日に限る。理由なく長く逗留することはならない。
34	幼主の場合、その母がかれこれ意見等を申し、家事の妨げになるならば、分家・別家中から処理をすること。
35	主人が不行跡、または非道の振舞いがある場合、話し合いの上、隠居させる。 扶持のほか小遣いとして金1両程を賄うこと。
36	毎年8/17の中原明神祭礼は永々怠らないこと。分家・別家・孫店まで、すべて当店の下にいる者は招くこと。但し祭礼の際の分家店中の席は、その年の店の卸勘定増高にしたがって席順をきめる。
37	浄室清光院様（4代）の追福50年目、100年目、永代怠るべからず。
38	秀光院様（7代）、同断
39	賢徳院様（10代）、同断
40	代々の主人たる人の追福は100年に限る。 　但し寺斎料も100年を限りとする。また家に格段の大功がある人は話し合いの上、永々とする。
41	主人の妻たる人は50年に限る。但し寺斎料も同断のこと。
42	右のほかは33年に限る。 　但し寺斎料も同断のこと。但し主人長生にて父母の追福をする場合は、100年を越してもその代は例外とする。
43	毎月の寺斎料13日・15日・21日は、永々怠らないこと。
44	主人は死期に及び遺言をするべきではない。申し置きたいことがある場合は、平素に分家・別家中へ話しておくこと。また軽い病のはずが病状が重く、急に死期が近くなった場合、分家中が立会い遺言をすること。その場合も道理のない遺言は取り扱わないこと。また、婦人等に対して申し置いた遺言などは決して取り用いないこと。
45	二男・三男で分家する者へ、父母が添って分家することのないように。父母は別に隠居させること。
46	金銀の請印（保証人）や人事の請印（保証人）は行わないこと。
47	30歳以下の者は伊勢参宮しないこと。
48	正月勘定について。3年続けて不勘定となった場合は、すぐに話し合いの上、仕法替すること。
49	相場物を買い置きすることは、分家・別家店に至るまで行わせないこと。
50	すべての仕法書について、家格も時節に随い、また貧福にも応じるものであるから、もし後世で時節に応じないこともあれば、このヶ条のうち増減があってもしょうがない。しかし替法は軽いことではないため、分家・別家中よくよく入念に評議を詰め改革すること。
連名	菊地治右衛門栄親（花押）、同 長四郎、同 新之助、岡部太兵衛、鈴木久助、岡田吉右衛門、小倉荘七、斎藤与八、江部久七、橋本長作、吉田亶兵衛、同 増兵衛

【表３】「家格連印帳」（佐治）

1	嫡子には幼少から学文をさせ、当家相続に立つ時は、分家・別家中へ先格の通り滞りなくとりおこなうこと。 　但し嫡子でも成長の具合によっては、ふさわしくない場合は相続に立てない。 　分家・別家中の評議によって人品を見立て、相続に立てること。
2	二男・三男以下すべて幼少から学文をさせ、12・3歳で店々の内に頼み渡世の見習いをさせる。 三男までは分家させること。 　但し基業金は時節に随い、本家分限の 1/10 程で遣わす。ほかに貸付金 200 両宛遣わす。 　これは二男・三男で差別なし。
3	四男以下は他へ遣わす。また嫡子のほか二女・三女、四男・五男とあるときは、四男・五男を二男・三男に立て、分家させる。女子は他へ嫁に出す。また、二女・三女だけでほかに子がない場合は、二女・三女へ婿養子をとり分家させる。すべて、相続人のほか二人までは分家させること。
4	当家主人一代のうちに、店々から相応の人物を見立て、一代で２人宛は当家より基業金を遣わし別家させ、 暖簾下とすること。
5	分家・別家とも大勢召し仕える中から選び、本家の暖簾下に取り立てることは、本家への勤めと心得ること。
6	分家・別家とも別宅させるときには、先格の証文をたしかに調えること。 　但し代替わりのときは、この証文に請印させる。
7	二男・三男で分家した者は、当家からの分家と名乗ること。また、分家の者は当家を本家と呼ぶこと。召遣から別家した者は、当家からの別家店内または暖簾下と名乗るため、別家の者は当家を本店と呼ぶこと。
8	分家・別家から別家した者は、孫店と名乗ること。
9	別家の者は、自分の召遣であっても、自分のことを旦那様と呼ばせず、親方様と呼ばせること。 分家はその必要はない。
10	別家の者は分家の者を尊敬し、分家・別家を同等と混同しないよう心掛けること。
11	毎月２の日、分家・別家中は、月に３度ずつ本家に参会し、子孫末々怠らないこと。 また本家の者はみな店々も締め万事厚く世話すること。
12	別家の中から実体の人物を見立て、2・3人ずつ定行司に立て、当家のことを中心として世話をすること。 また、毎月３日までに本家の帳面を改めること。正月の店卸などに立ち会うこと。 定行司の役の者へ、一ヶ年に給金５両を遣わす。 　但しこの定行司の者、すべて本家のことは妻子であっても他言はしない旨を神文で誓うこと。
13	別家した当代の者は、分家・別家とも定行司には申し付けないが、創業の者一代は定行司同様とする。 また定行司の者よりもさらに厚く心得ること。 　但し創業の者一代は、給金は与えない。
14	岩崎屋（岡部）太兵衛・佐野屋（鈴木）久右衛門家について。盛徳院様（9代）御歿後の女主であったとき、両人による格段の世話があり当家が連綿した。まさに両人の功によるものであるから、子孫末々粗略のないよう大切にすること。また両家は子孫末々、上席とする。そのほかは別家の年月順で序列を定めること。
15	当家の主人が万一壮年で病死等の場合、子があれば子供は当家へ差し置き、妻が年若であれば当家から他へ再嫁させる。もし本人が他へ出ることを承知しないのなら、相応の人物を見立て入婿とし、二男・三男に準じ当家から分家させる。また、40歳以上の者は隠居させ、すべて婦人に家事を執り行わせることを堅く禁ずる。もっともこのような場合、幼少であっても表向は悴の名前で行い、家事は分家・別家中から厚く世話すること。もちろん分家・別家のほかの親類中からは世話をさせないこと。
16	忌中について。本家の主人または隠居していても一度相続に立った者が死去した場合、分家は15日、別家は10日の引篭。妻・嫡子の死去の場合はこの半減。また分家・別家から出店した店も半減。孫店は当人の心得次第で、主人から差図がある。これ以外の不幸は、本家主人の忌に習い、これに準じ引篭ること。 　但し店中がまちまちにならないよう申し合わせること。すべての忌で、分家は別家よりも重くすること。
17	分家・別家の者が他所へ出店しても、本人が其地へ移り居住すること、また其地で妻帯を持つことはならない。当地（宇都宮）に本家を立て妻帯を持ち、半年ずつは当地に居住すること。
18	分家・別家とも依存せず、何事も身上向のことは分家・別家中で評議を行うこと。また、願いの事がある場合は一同へ内評した上で、本家へ申し出ること。一同評決のことは本家でも大方は聞き入れる。事によっては主人の意見が出る場合もあるだろうが、その意見が道理に合っていれば、そちらを採用する。

		・70 歳のときに伊与吉（保良）へ家督を譲り、八十兵衛と改名。
	文政 7 (1824)	・彦太郎（のち 8 代）生まれる。
	文政 8 (1825)	・病死。このとき保良（7 代）20 歳。
7（保良、幼伊与吉）	文政 8 (1825)	・保秀の死後、召仕の者が買出し先で「不実の損毛金」100 両余をつくる。 ・代替わりで「諸方貸方損」100 両位もあり、相続後間もない内に災難が重なる。
	文政 9 (1826)	・正月上旬の店卸しは「格別之生計」となり驚き、これより心配りをして家業に励む。 ・その中で、寺町沢屋御主人（忠助か）の世話になる。
	天保 3 (1832)	・間口 3 間半・奥行 2 間半の土蔵を 1 軒建てる（金 200 両余）。
	天保 6 (1835)	・9 月中、佐野・栃木・古河で買物（金 900 両余）、相応の利分となる。
	天保 7 (1836)	・彦太郎 12 歳、白川松河屋儀兵衛のところへ見習奉公に出す。
	天保 9 (1836)	・諸国凶作につき繰綿類も稀なる高値になると見込み、古着類や夜具綿類を地仲間や 江戸表で買い入れたところ、上綿は 5・6 割の利潤となった。
	天保 10 (1837)	・引き続き古着類の景気は良く、商いは上々。
	天保 13 (1840)	・御用聞（「新組」）を仰せ付けられる。2 人扶持。 ・翌年の日光御成の御泊城により「御勝手向御入用」のため金 200 両上納。 ・その後も追々年々御用金借用を仰せ付けられ、滞りなく勤めた。
	天保 14 (1841)	・彦太郎、帰宅。 ・石田屋善吉の娘を貰い請け、結婚。
	天保 15 (1842)	・37 歳、伊勢参り（入用金 40 両）。
	嘉永 1 (1848)	・宮嶋町石川屋吉兵衛抱地所建家・土蔵 2 棟を買請（金 250 両）。諸礼金等が金 30 両余。
	嘉永 2 (1849)	・扇町からの出火で建家焼失。土蔵の上屋板囲など、金 70 両余の入用。
	嘉永 6 (1853)	・正月、宮嶋町志保屋六郎兵衛所持の屋敷を買請。諸礼金含め金 130 両余。
		・2/1 夜、大町魚店からの出火で類焼。保秀の代から居住している旧家が焼失。 ・怪我人はなく、土蔵 2 棟も無事。この地は五十嵐源右衛門借地のため、先年買請けた 地所（元、石川屋吉兵衛抱）へ普請し、6 月に引越した。諸入用・金 300 両。
		・5 月に米国より大船到来、諸国大名の武備のため、御入用金 100 両上納。
		・御用聞としてのはたらきが認められ、町年寄支配から町奉行直支配 (町年寄格) となる。
	安政 1 (1854)	・「御勝手向御改革」により、調達金の分が 50 ヶ年賦となる。3 人扶持となる。
	安政 2 (1855)	・非常御備金 198 両を仰せ付けられる。 ・天保 3 年に元住居に建てた土蔵を、新住居の方へ引き移す。諸入用金 30 両余。
	安政 3 (1856)	・臨時御物入で金 149 両を仰せ付けられる。 ・先年差し出した「御大礼・定例金」が年賦、または年延となる。
	安政 4 (1857)	・御仕方替の際、天保年中の「御成調達・御昇進調達金」の返済残金 54 両余が 「差上切」となる。これにより 4 人扶持、帯刀御免となる。
	安政 6 (1859)	・彦太郎、伊勢参り。
		・宿方仕方につき金 50 両を出金。 ・ここで宮嶋町で一軒役分の利足として、50 年間は　諸役・諸割物を免除となる。
	文久 1 (1861)	・「永用録」を記す。当時 58 歳。

【表４】「永用録」をもとに作成した丸伊の年表

代	年号	内容
1		・奥平家藩中・増渕善右衛門の弟。移封後も定住し、筆道指南。
2		・釼宮町に居住。
3		・藩の命令により、魚屋は釼町（御城御門前）から大町表店へ移る。 ・のち、居住地を壁町へ移す。
4		・子の清吉は熱狂的な法華信者で、商売不向きのため別宅させ、新宿町で春米屋を営む。
	明和年中（1764- ）	・扇町の半田屋庄七から嫡女よね（当時７歳）を貰い請け、養育。
5（保秀、幼名与八）		・実家は宮嶋町の加藤氏、二男。12 歳で寺町の古着屋・玉屋市郎兵衛方へ奉公に出る。
	安永２（1773）	・４代の養女よねと結婚。婿養子となる。
	安永年中	・24 歳で５代を相続。
		・魚屋３年。古着屋で見習いをしていたため手馴れず、借金を返済し休業。 ・奉公時の経験を活かして、古着屋を始めようと決意する。 ・同時に、能筆・五十嵐源右衛門の助言により屋号を「升屋」から「丸井屋」に改める。 ・壁町から宮嶋町の志保屋孫右衛門借屋へ引越す。
		・養父から譲り請けた金子では手広な商いはできず、「背負荷商い」をして日夜懸命に励むこと５年、金 100 両程の資産に至った。
		・江戸表大火の際、懇意の者から「江戸で材木を売れば利益になる」という儲け話を持ちかけられ、借金をして材木を買い、仕切金は 250 両余。懇意の者を江戸に向かわせ、この金を受け取らせたが持ち逃げされ、膨大な借金だけが残る。
		・途方に暮れていると、石町石塚文右衛門から年給金 12 両で「質物取扱世話」を持ちかけられる。難儀故すぐに承諾しようとしたが、その金額では先祖の法事もままならない、と考え直し、断る。古着商売を立て直す決意をして一心に家業に励んだ。
		・神仏の加護を得るべく、大明神と妙金寺稲荷社に参詣。 ・帰宅すると、見世先から品物が二つ、盗まれていた。 ・とうとう神仏にも見放されたと切腹も考えたが、妻子３人の生活のことと、婿養子である自分が先祖家名を潰すわけにはいかないと考え直し、この災難は利欲に迷った見せしめで あるとし、再び家業に勤しんだ。
	天明６（1786）	・宮嶋町五十嵐源右衛門の抱地を借用、家作。
		・しだいに収入も増え、先年の材木代の借用残金も勘定の目処が立った。 ・土蔵を一ヶ所建て、家内睦まじく暮らす。釼町にある始祖伝来の屋敷は、御役金が多分にかかるため、町年寄の森田伊左衛門へ譲渡。
	寛政年中（1789- ）	・嫡子亀蔵は幼年から病弱であったため、二女ゑんに婿養子（久兵衛）をとり、６代を相続させた。（亀蔵は宮嶋町奥州屋孫右衛門の地所を借用、家作。天保２年病死。）
	文化１（1804）	・男子（伊与吉、のち７代）出生。
	文化１（1804）	・宮嶋町に２分５厘役屋敷続２ヶ所を買い請け、都合５分役屋敷を調える。
	文化６（1809）	・６代が 38 歳で病死。老年の保秀は相続人の心配をし、由兵衛を入夫として貰請ける。
	文化９（1812）	・大町から出火、屋敷類焼。元の住所（五十嵐源右衛門抱地）へ再度普請。
	文化 11（1814）	・ゑんが急病で死去したため、まちを貰い請けて由兵衛に取り合わせる。
		・保秀は老年となっても表向を勤め、孫の伊与吉に相続させたいと思うようになる。 ・伊与吉 13 歳の時、寺町沢屋忠助のもとへ見習奉公に出す。 ・由兵衛とまちと熟談、池上町に屋敷を調え別宅させた（上田屋由兵衛）。 ・きちを 10 歳の時に貰い請け養育。伊与吉 19 歳の時に結婚。
		・この頃は商売も上々で、召仕３・４人、保秀は 60 余歳でも６・７年の間、江戸やその他の地へ出向いて商売に励んだ。

【表 5】「家内仕方書目録」（沢宗）

家内之者心意見之覚	1	・渡世に出精し、怠らないこと。
	2	・御勝手向について、諸色に気を配ること。 　特に油・醤油・炭・薪木・草鞋・下駄・傘・鼻紙など、たまに必要となる日用品も、麁末にならないよう心掛けること。
	3	・夏冬着用の物、主人・子供、内方（生活空間）の着用でも古手で丈の合うものを見つけて用いること。 ・着用の物でよわった品は、せんたくをせずに売り払い、その替えには古手を用いること。
	4	・仏事年忌法事は、これまで生福寺の住職・末寺の諸僧坊を招待して五菜をふるまっていたが、当年 (文化 16) より改める。 御布施はこれまで通り、膳夫料の代わりとして寺に納める。寺に損耗がないように、これまでの法事の際よりも納高が多くなるようにする。また寺での親類衆への進上については、香の物五菜の食膳とする。
	5	・親類・懇意の者・知り合いの者と、これまで進物等を相互にやりとりしていたが、 7 ヶ年の間は断る。 ・祝儀・不祝儀は時節相応のものとする。頼母子・勧化・法加などは一切断ること。
	6	・毎月朔日・3 日・15 日・28 日に神棚へ差し上げていた御造酒を、銭 50 文としてその都度備えること。 ・これを伊勢大神宮・当社大明神・その他の神事の入用に差し加えること。
	7	・見世店へ御買物に来る御客へ、御茶・たばこ・盆を差し出し、麁末のないようにすること。外店の事を悪くとりなさないこと。 ・在方（の者）に対し、不実の売買をしないこと。御入用品の直段は丁寧に定めて売り遣わすこと。
	8	・主人は、宿での常々の酒肴入用は 1 ヶ月に銭 1 貫 500 文限りで済ませること。 ・得意方の御客様が御入来の節は、これまでは宿で馳走していた（が不可能になった）ので、この理由をきちんと伝えること。
	9	・見世の者（使用人）には 1 年に 1 貫 200 文を渡し、ここから草鞋・下駄・鼻紙の 3 品を買い求め、各々が心掛けて麁末のないよう　にすること。見習いのために参っているのだから、これも修行の一つであるため、心意違いの無いよう堅く守ること。 ・紙入・道乱・きせるなど、結構の道具を隠し持っている者が家内にいたならば、見世で吟味をし、主人方へ報告すること。主人は了簡をもって判断すること。 ・夜着・蒲団は 1 人前で 2 つ宛とすること。
	10	・子供の遣い先や水くみ等に出た際、途中で暇を取ったり、内外のうわさをしないこと。 　口は災いの門と言われるため、堅く守ること。この趣に背いた者はすぐに暇を差し出し、組元へ渡すこと。
	11	・見世段子の引き出し等にある袖口・半襟・小切などに品切れがあればすぐに書き出すこと。同様の品を仕入れないこと。 ・袖口・半襟などの品は、利益が少なくても値段相応に売ること。 ・せり物に貸す（糶に出品する）際は、商品をそれぞれ控え、帰る時に品物を改め、麁末のないよう取り計らうこと。 ・土蔵に古着があれば処理すること。直段の分からないものがあれば改めて、番附帳へ差し加え、迅速に処理すること。 ・見世から外方へ品物を持参する場合は、それぞれを見世帳に控え、帰りに品物を改め、帳合すること。
	12	・近年は商い事が一統難しく、得意方も損耗があり当惑の一途である。仕方替をしなくては末々の難渋が目前に迫っている。家内入用を減らす他無く、先祖より譲り請けた渡世の継続のため仕方を取り決めた。さらに良い案があれば随時行う。何方も減らすことが専一だが、商い向きに力の限り出精しなければ意味はない。見世・家内ともに心を合わせ、渡世に麁末のないよう心掛けること。そうすれば遠からず良い方向に向かうだろう。この趣を第一に心掛け、それぞれ日々出精すること。
		「先祖代々祥月覚」（日付省略）。仏事祥月の際は全員が仏壇に拝し、家内一統ありあわせの野菜で食事をとること等。
		壱年之計は元旦ニ有、一月之計は朔日ニ有、一日之計は早朝ニ有 ・夜分に用事も無いのに夜ふかしはしないこと、朝寝をしないこと。 ・火の用心を心得ること。 ・別所からいらっしゃった人へは、無礼のないよう挨拶をすること。

【表 6】「澤屋新之丞基業金調幷年々勘定帳」（天保 8-14）

天保八年六月改

	金			銭		内容
	両	分	朱	貫	文	
	266	2	1	1	521	菊地治右衛門預ヶ取
	7	3			53	右正月ゟ五月正利
	10					沢屋金助かし取
		1			273	沢屋金助右之利
〆	284	2	1	1	851	

天保九年戊戌正月改

	金			銭		内容
	両	分	朱	貫	文	
	284	2	1	1	851	酉年六月中菊地治右衛門殿ゟ積金分請取
	11					利兵衛へ貸分、品物にて請取〆
* 〆	295	3			615	
	12				540	酉ノ六月ゟ同十二月迄利足
	8	2			461	酉ノ七月中被仰付扶持米代金請取 凶年為立春米相場高直ニ付余分ニ請取申候
	3	3			150	酉ノ十二月中被仰付扶持米代金請取
	30					新八笠間主人方ゟ貰請候金子〆
	3		2			右元金酉八月ゟ利足
* 惣〆	351				980	

天保十年亥正月改

	金			銭		内容
	両	分	朱	貫	文	
	351				980	戌正月改元金
	24	2	1		50	右利足
	10					向之家売分請取預り
	10					御扶持米代金分預り
	4	2				着料物売分預り
* 〆	400		3		120	

天保十一年庚子正月改

	金			銭		内容
	両	分	朱	貫	文	
	400		3		120	亥正月改元金
	28					右利足
	5					扶持米代
〆	433		3		120	

天保十二年辛丑正月改

	金			銭		内容
	両	分	朱	貫	文	
	433		3		120	子ノ正月元金
	30	1	1			右利足
	5					御扶米代
〆	468	2				

* 史料記述から「為金」として微調整が行われたことがわかる。

家督相続時の総額 351 両 980 文は、翌正月改に「元金」として記されている。ここに利足と諸代金を加えた合計が天保十年の「元金」となり、以降はこの「元金」に七分の利足と扶持米代金を加えた合計が新年度の「元金」となっていく（同様の内容が天保十五年まで続く）。